



尾道市第6期障害福祉計画 尾道市第2期障害児福祉計画



“生涯”ともに支えあい
自分らしく暮らせるまち おのみち



令和3年3月
尾道市

本市では語句に対する印象への配慮や人権をより尊重する観点から、可能な限り「障害者」を「障害のある人」、「障害児」を「障害のある児童」と表現しています。

但し、国の法律や指針等における用語では「害(がい)」の字を漢字で表現しており、市の条例や規則、施設名等の固有名称もこれに準じています。

「尾道市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」 の策定にあたって



尾道市長 平谷 祐宏

本市では、平成30年3月に、障害福祉施策を推進する総合的な計画であり、6年間で計画期間とする「尾道市第4次障害者保健福祉計画」を策定しました。

また、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための一体的な計画として、3年間で計画期間とする「尾道市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」を策定し、地域生活支援拠点等の整備、相談支援体制の充実・強化、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等を行ってまいりました。

今回策定した「尾道市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間とし、令和5年度の成果目標を掲げて、障害福祉サービスや障害児通所支援等の質や量の確保、地域で支えあう仕組みづくりなど、障害のある人や児童が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要な施策を積極的に取り組むこととしております。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、市民一人ひとりが新しい生活様式を実践するなかで、感染拡大防止に向け、「チーム尾道」として結束し、その封じ込めに御協力いただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

引き続き、本計画に基づき、障害のある人や児童への施策をさらに充実し、「完全参加と平等」の実現を目指した施策展開を進めてまいりますので、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なる御尽力を賜りました尾道市地域自立支援協議会福祉計画部会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や多大なる御協力をいただきました関係者の皆様や市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

目次

第 1 章 計画の基本的な考え方	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の理念	5
1-3 計画の位置づけ	6
1-4 計画の期間	6
1-5 計画の策定体制	7
1-6 障害保健福祉圏域の考え方	8
1-7 計画の対象者	9
1-8 計画の進行体制	9
第 2 章 障害のある人の状況	11
2-1 人口	11
2-2 障害者手帳所持者等の推移	12
2-3 自立支援給付及び障害児通所支援給付	17
2-4 教育上特別な支援を必要とする児童・生徒	17
第 3 章 計画の基本的な考え方	18
3-1 本市が目指す基本目標	18
3-2 基本方向	20
第 4 章 令和 5 年度の成果目標	22
4-1 施設入所者の地域生活への移行	22
4-2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	23
4-3 福祉施設から一般就労への移行	24
4-4 障害のある児童の支援体制の整備等	27
4-5 相談支援体制の充実・強化等	28
4-6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	29
第 5 章 障害福祉サービス等の見込み量	30
5-1 訪問系サービス	30
5-2 日中活動系サービス	32
5-3 居住系サービス	34
5-4 相談支援サービス	36

第 6 章 障害のある児童を支援するサービス等の見込み量	37
6-1 児童発達支援等	37
6-2 子ども・子育て支援等	39
第 7 章 地域生活支援事業の見込み量	40
第 8 章 障害者施策の推進	44
8-1 発達障害のある人等への支援	44
8-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	45
8-3 相談支援体制の充実・強化のための取組	47
8-4 第 4 次障害者保健福祉計画の推進	48
資料	54
1 計画策定組織	54
2 計画策定経過	59
3 障害福祉に関するアンケート調査結果の概要	60
4 サービス提供事業所アンケート調査結果の概要	73

第1章 計画の基本的な考え方

1-1 計画策定の趣旨

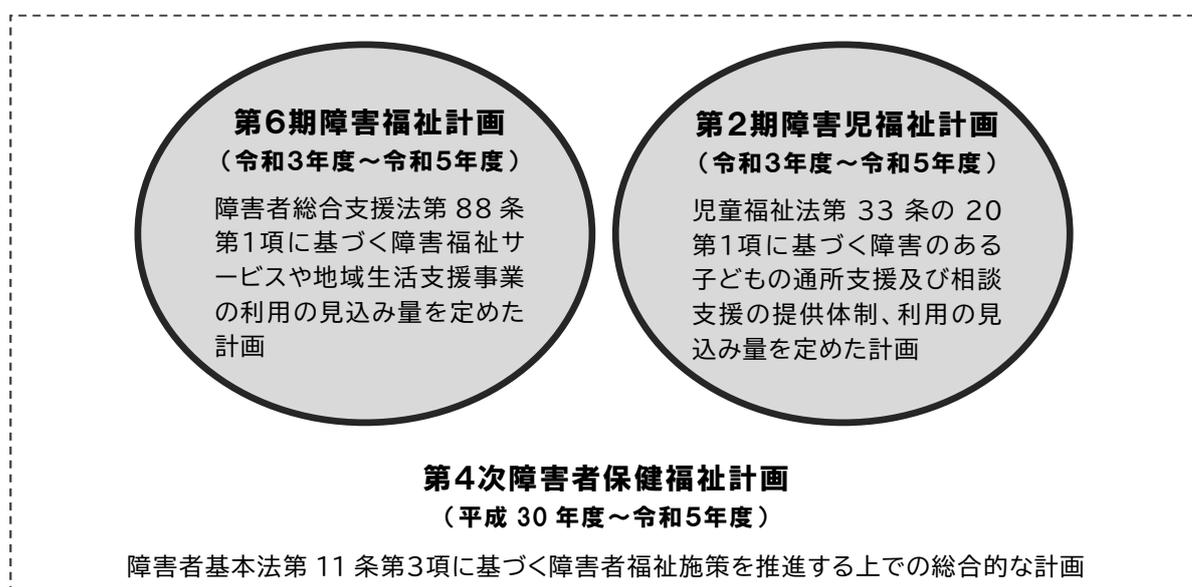
本市では、障害者基本法に基づく障害福祉施策全般を総合的かつ計画的に推進する基本計画として、「尾道市第4次障害者保健福祉計画」を平成30年3月に策定し、障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、まちづくりに関する施策や必要なサービス等の充実を図ってきました。

また、同時期に障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に基づく障害福祉サービス等に関する見込み量とその方策を定める実施計画として「尾道市第5期障害福祉計画」、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標等を定めた「尾道市第1期障害児福祉計画」も策定しました。

このたび後者の障害福祉計画と障害児福祉計画は改定時期にあたるため、今後の障害福祉サービス等の提供に係る基本的な方向性や見込み量を改定する必要があります。

これらを踏まえ、本市では現行計画の進捗状況や新たな国の基本的な指針を踏まえ、令和3年度を初年度とする「尾道市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

図表1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画、第4次障害者保健福祉計画の関係



《第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る国の基本的な指針》

障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標を定める基本的な指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」については、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会で協議され、令和2年5月末に公表されています。

この指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

<p>基本的な指針について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。令和2年5月に告示。 ● 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定（計画期間は令和3年度～令和5年度）
<p>基本的理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえつつ、障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援や、課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組などに配慮し、総合的な計画を作成する。
<p>障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的理念を踏まえ、全国で必要とされる訪問系サービスの保障や、希望する障害のある人等への日中活動系サービスの保障、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能充実、福祉施設から一般就労への移行等の推進などに配慮して目標を設定し、計画的な整備を行う。
<p>相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援体制の構築、地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保、発達障害のある人等に対する支援、協議会の設置等の視点により取り組むことが必要である。
<p>障害のある児童を支援する提供体制の確保に関する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

<p>令和5年度の成果目標</p>	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、以下について、成果目標を設定する。<ul style="list-style-type: none">□ 施設入所者の地域生活への移行□ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実□ 福祉施設から一般就労への移行□ 障害のある児童の支援体制の整備等□ 相談支援体制の充実・強化等□ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
-------------------	--



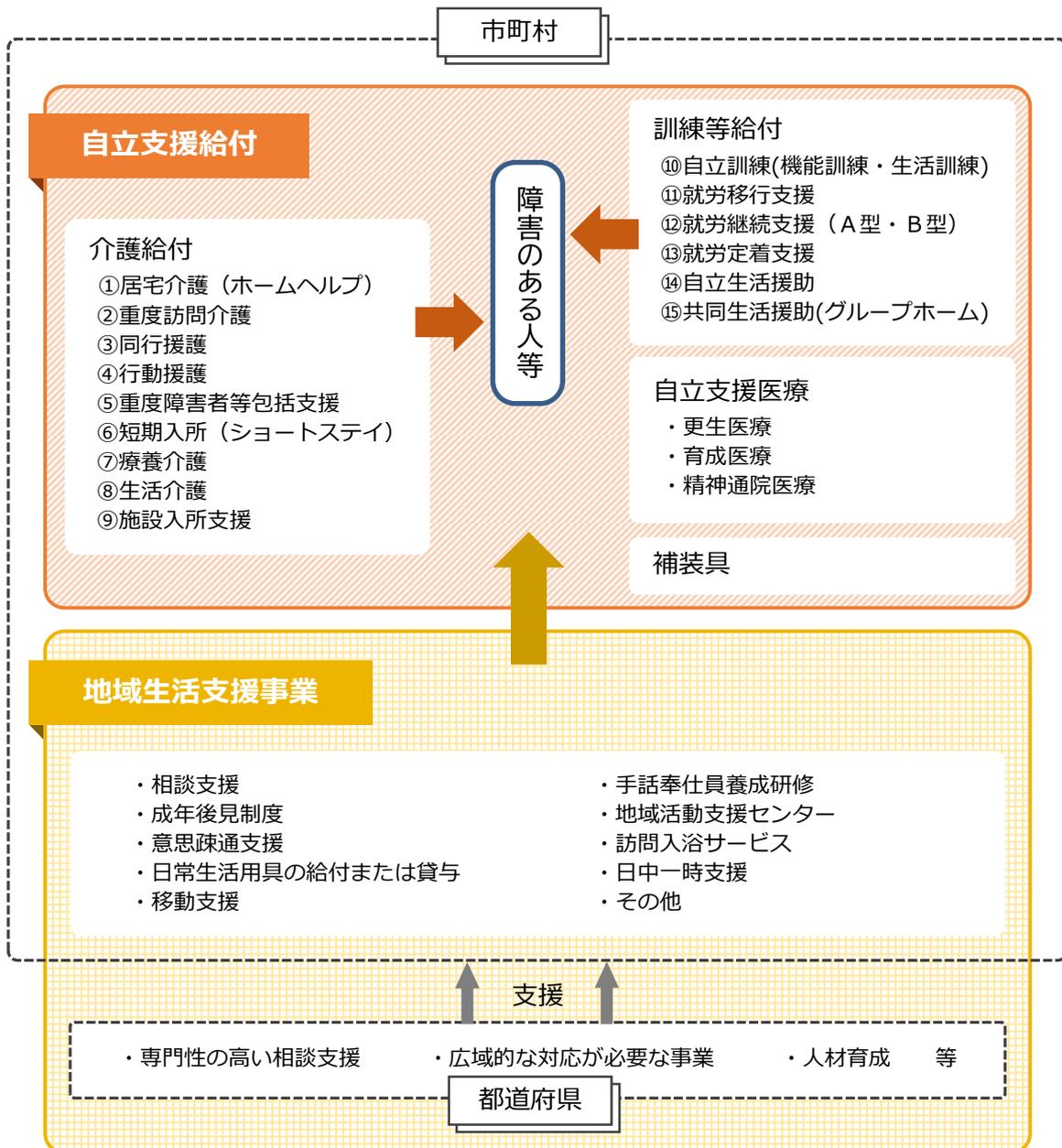
作品名 ぼく
作者 住田 哲也

《障害者総合支援法に基づくサービス体系》

障害福祉サービス等は、障害のある人のそれぞれの障害程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。

「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

図表 2 障害福祉サービス等の体系(概念図)

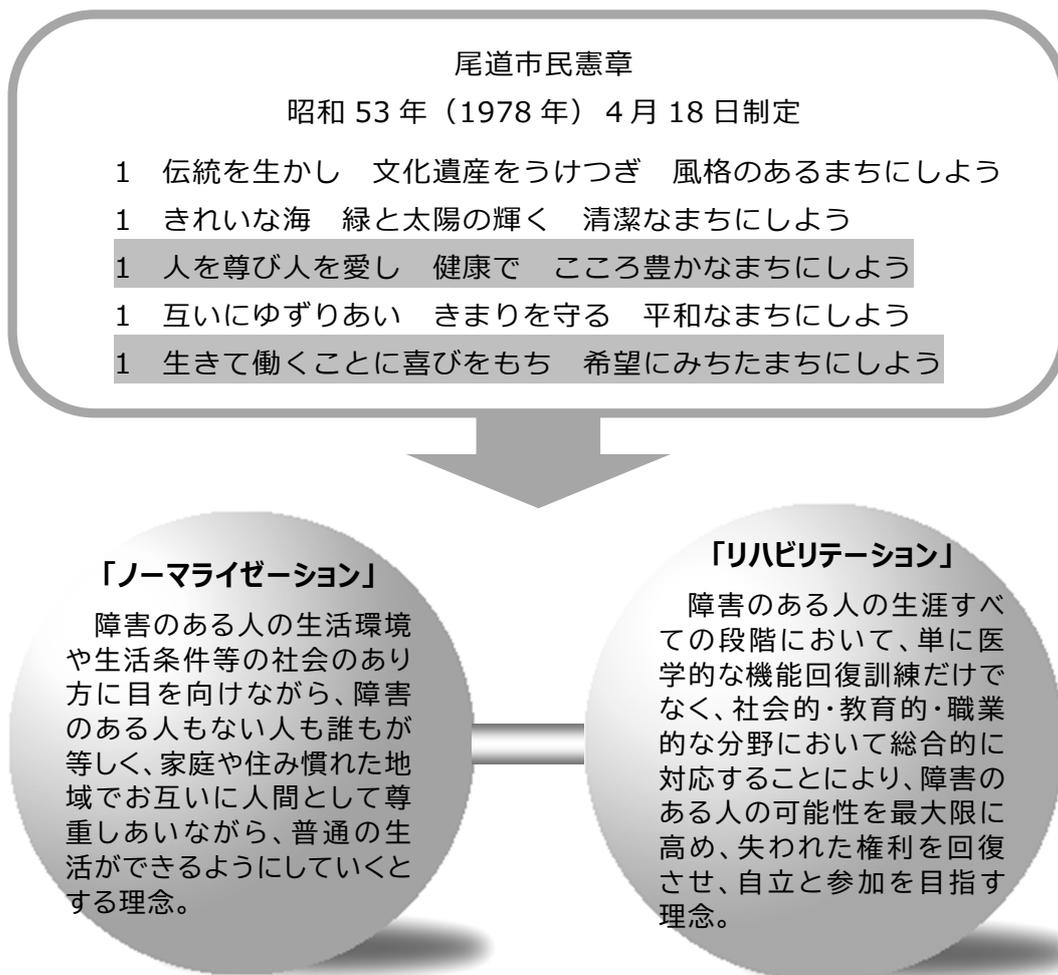


1-2 計画の理念

本市では、「生きて働くことに喜びをもち 希望にみちたまちにしよう」、「人を尊び人を愛し 健康でこころ豊かなまちにしよう」(尾道市民憲章の一部)を合い言葉に、すべての市民がそれぞれの立場において互いに協力しあうことによる、健やかで安心して暮らしていくことができる活力ある福祉のまちづくりを掲げてきました。

特に、障害のある人の「完全参加と平等」を実現し、障害のある人をはじめすべての人々の人権が尊重され、あらゆる面での差別がない、平等なバリアフリー※(障壁のない)社会を築き上げていくため、各種の施策を展開してきたところです。

こうした考え方をもとに、障害の有無に関わらず、すべての人々が平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営むことを可能とする「ノーマライゼーションの理念」と、単なる機能回復のみならず障害のある人が人間としての尊厳を回復し、生きがいをもって社会参加ができるようにする「リハビリテーションの理念」を継続的に理念として掲げ、「完全参加と平等」の実現を目指した施策展開を図ります。



バリアフリー

住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

1-3 計画の位置づけ

尾道市第 6 期障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」第 88 条第 1 項の規定に基づく市町村計画です。

一方、尾道市第 2 期障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく市町村計画です。

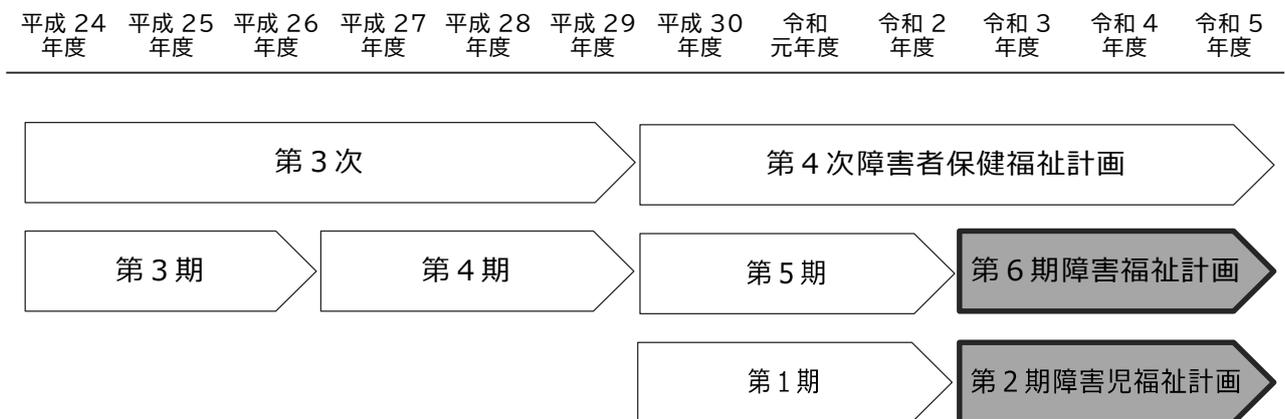
また、両計画ともに本市の最上位計画となる「尾道市総合計画(平成 29 年度～令和 8 年度)」をはじめ、国や県の関連計画との整合性を確保します。

1-4 計画の期間

尾道市第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画は、令和 3 年度～令和 5 年度までの 3 か年計画とします。

また、関連制度や法令、社会情勢等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

図表 3 計画期間



1-5 計画の策定体制

(1)尾道市地域自立支援協議会福祉計画部会

市内のサービス提供事業所や障害者団体等で構成する「尾道市地域自立支援協議会福祉計画部会」で、自立支援給付や地域生活支援事業、障害児通所支援等の福祉サービスや計画内容について協議を行いました。

(2)障害福祉に関するアンケート調査

計画策定における基礎資料として、障害福祉に関するアンケート調査を実施し、各種障害手帳所持者の実態やニーズの把握に努めました。

図表 4 調査の実施概要

障害福祉に関するアンケート調査		
調査時期	令和2年8月	
調査対象者	市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、障害児通所支援を利用している児童の保護者	
調査方法	郵送・自己記入	
調査票配布数	2,300	100.0%
回収票数	1,230	53.4%
有効票数(集計対象)	1,220	53.0%
無効票数(集計対象外)	10	—

図表 5 主な調査内容

1 性別・年齢・家族などについて	6 障害福祉サービスの利用について
2 障害や介助・支援の状況について	7 相談や情報について
3 医療について	8 保育や教育などについて
4 日中の過ごし方について	9 災害時の避難などについて
5 外出について	10 地域での生活について

(3)サービス提供事業所アンケート調査

市内のサービス提供事業所を対象としたアンケート調査を実施し、事業運営や本市に不足していると思うサービス、地域自立支援協議会における協議内容等の要望を把握し、施策の方向性の基礎としました。

(4) 庁内関係課との調整

市民に最も身近な自治体として、障害福祉施策を総合的に推進するため、関係課との協議及び連絡調整を図りました。

(5) パブリックコメント

本計画に対する市民の意見を把握するために、計画の内容等を広く公表するパブリックコメントを実施しました。

令和3年1月12日から令和3年2月12日を実施期間とし、寄せられた意見を考慮して最終的な計画を取りまとめました。

1-6 障害保健福祉圏域の考え方

「第4次広島県障害者プラン」において、市町域、全県域とあわせ、重層的に施策を推進するため、「障害保健福祉圏域」が設定されています。この圏域は、保健・医療・福祉の連携を図る必要から、広島県保健医療計画地域計画に定める二次保健医療圏と同じ圏域です。

本市は、尾三障害保健福祉圏域に属しており、施設等の広域的整備の基本単位とします。

図表6 広島県の障害保健福祉圏域

圏域名	市町名	市町数
広島障害保健福祉圏域	広島市、安芸高田市、府中町、海田町 熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	8
広島西障害保健福祉圏域	大竹市、廿日市市	2
呉障害保健福祉圏域	呉市、江田島市	2
広島中央障害保健福祉圏域	竹原市、東広島市、大崎上島町	3
尾三障害保健福祉圏域	三原市、尾道市、世羅町	3
福山・府中障害保健福祉圏域	福山市、府中市、神石高原町	3
備北障害保健福祉圏域	三次市、庄原市	2

1-7 計画の対象者

本計画は、障害のある人や児童、難病患者及びその家族、介護者を主な対象者とします。

ここでいう「計画の対象者」とは、障害者総合支援法の定義に基づく身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の機能に障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受けている状態にある人を総称するものです。

1-8 計画の進行体制

(1)尾道市地域自立支援協議会による進行管理

この計画を推進し目標を達成していくためには、市民、サービス提供事業所、ボランティア、関係機関、行政の連携が不可欠です。また、計画の点検・評価では PDCA サイクル^{*}を導入し、成果目標・活動指標について、年に1回、実績調査及び分析、評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の必要な措置を講じる必要があります。

これらを踏まえ、相談支援事業所、サービス提供事業所、保健・医療、学校、高齢者介護等の関係機関、障害者団体等により構成される「尾道市地域自立支援協議会」で計画の点検・評価を定期的に行います。

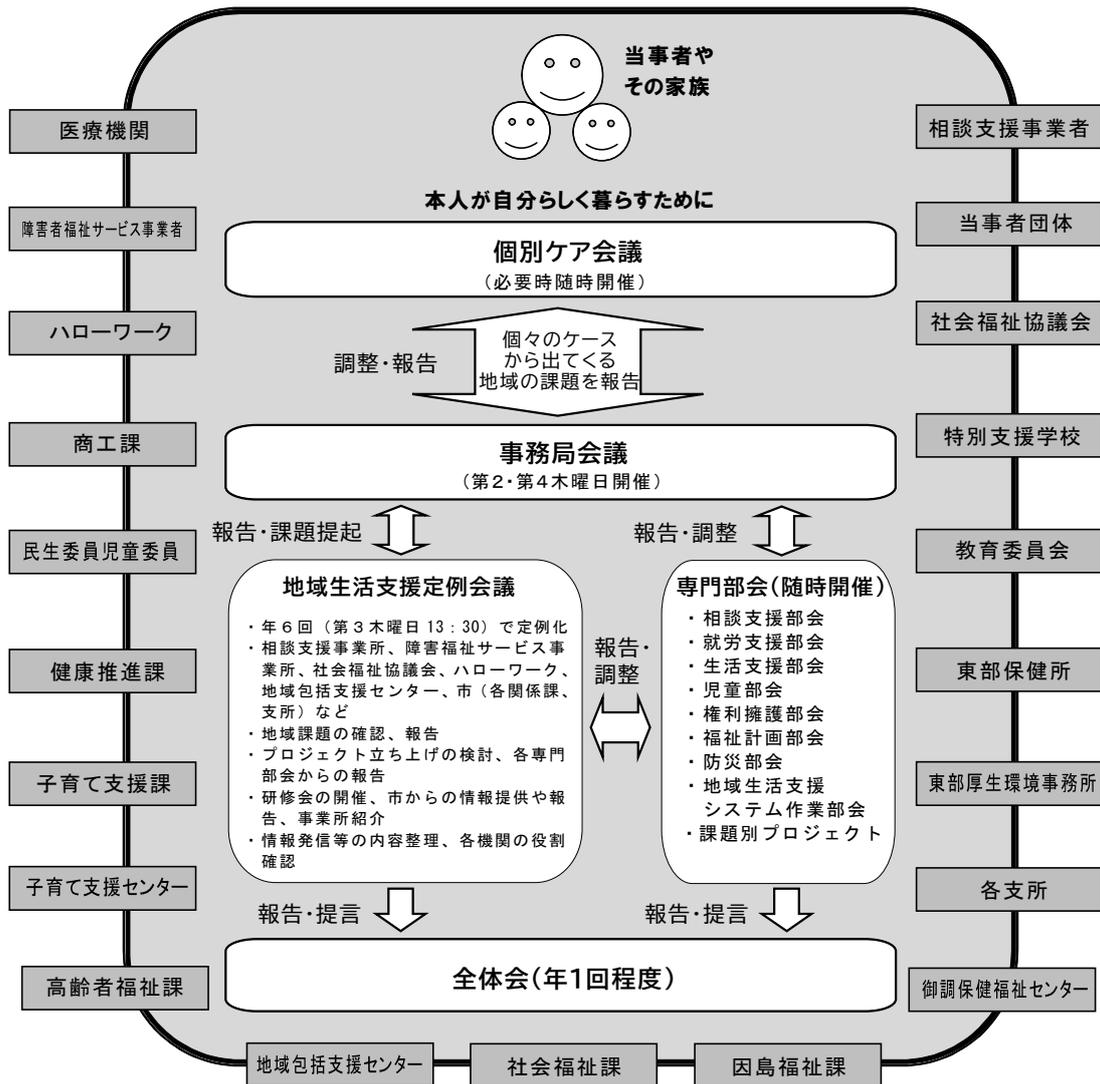
(2)推進体制の充実

庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、必要に応じて当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

PDCA サイクル

Plan(立案・計画)、Do(実施)、Check(検証・評価)、Action(改善)の頭文字。行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうという考え方のこと。

図表 7 尾道市地域自立支援協議会システム



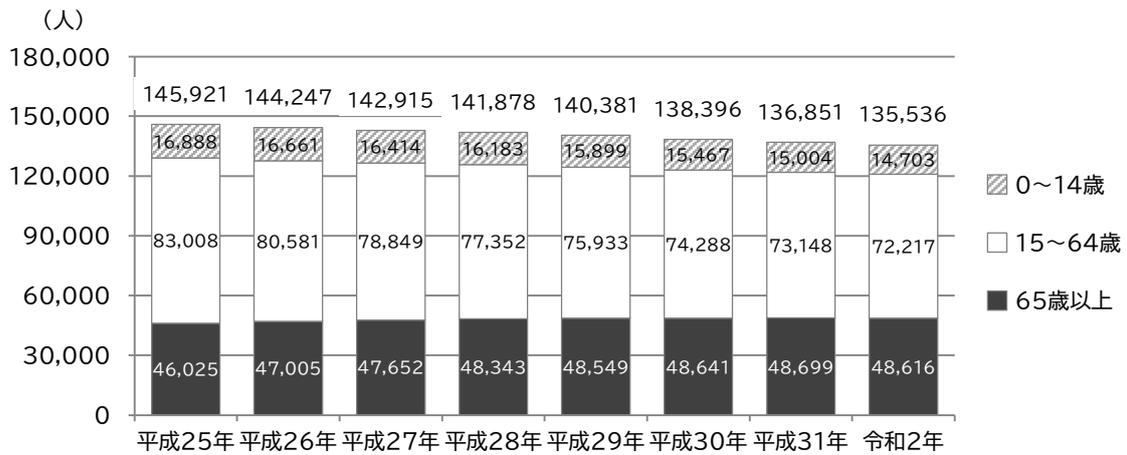
第2章 障害のある人の状況

2-1 人口

総人口は減少傾向にあり、令和2年3月31日現在、135,536人となっています。

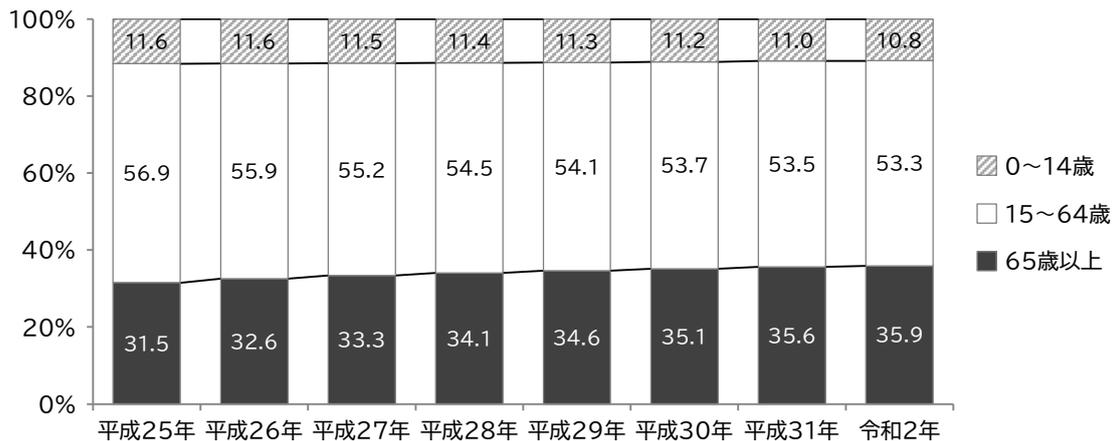
人口構成では、65歳以上が占める割合(高齢化率)は増加傾向が続いており、35.9%にまで上昇しています。

図表8 人口の推移



※住民基本台帳(各年3月末)

図表9 人口構成比の推移



※住民基本台帳(各年3月末)

※四捨五入により端数があわない年度があります

2-2 障害者手帳所持者等の推移

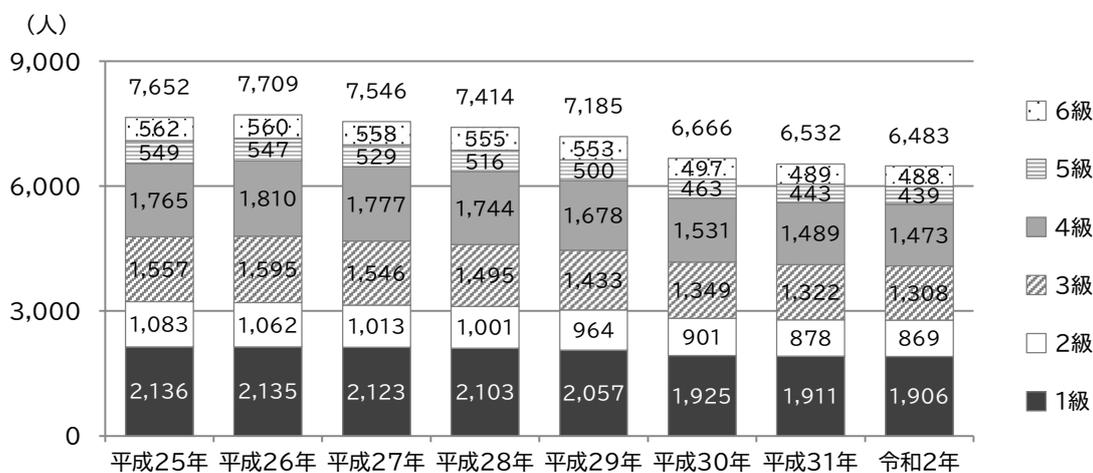
(1) 身体障害者手帳※所持者

身体障害者手帳所持者は減少傾向にあります。令和2年の内訳をみると、等級では重度(1級及び2級)が42.8%、中度(3級及び4級)が42.9%と多く、あわせて中重度が8割強を占めています。

部位では、肢体不自由(上肢・下肢・体幹)が半数を占め、内部障害※、聴覚・平衡機能障害、視覚障害と続いています。

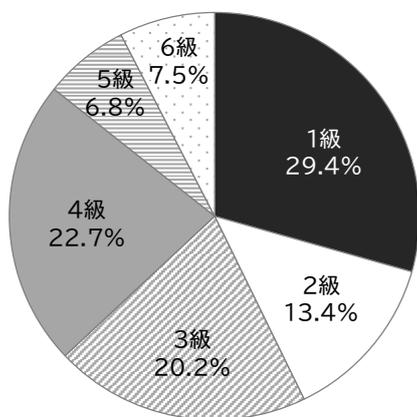
年齢別構成では、65歳以上の高齢者が79.0%を占め最も多く、高齢化が進行しています。

図表10 身体障害者手帳所持者の推移

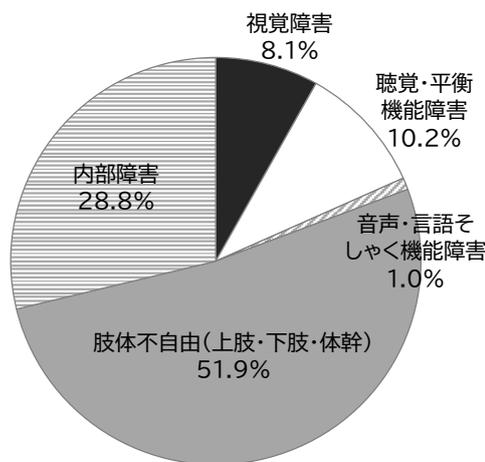


※各年3月末

図表11 等級別構成割合(令和2年)



図表12 種類別構成割合(令和2年)



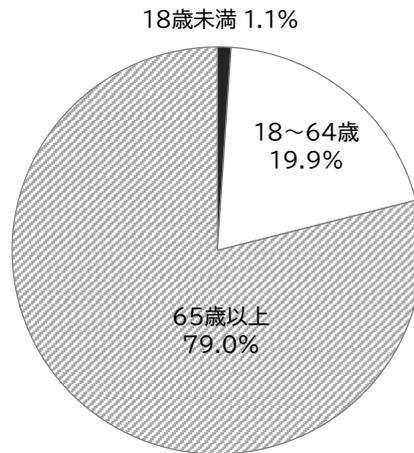
身体障害者手帳

身体障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。

内部障害

身体障害の1種類で、呼吸器機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、膀胱・直腸障害、小腸障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害のこと。

図表 13 年齢別構成割合(令和2年)



図表 14 身体障害者手帳所持者の等級別割合

(単位:%)

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
1級	27.9	27.7	28.1	28.4	28.6	28.9	29.3	29.4
2級	14.2	13.8	13.4	13.5	13.4	13.5	13.4	13.4
3級	20.3	20.7	20.5	20.2	19.9	20.2	20.2	20.2
4級	23.1	23.5	23.5	23.5	23.4	23.0	22.8	22.7
5級	7.2	7.1	7.0	7.0	7.0	6.9	6.8	6.8
6級	7.3	7.3	7.4	7.5	7.7	7.5	7.5	7.5

※各年3月末、四捨五入により端数があわない年度があります

図表 15 身体障害者手帳所持者の種類別割合

(単位:%)

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
視覚障害	8.5	8.2	8.0	8.0	7.8	8.4	8.3	8.1
聴覚・平衡機能障害	10.3	10.2	10.3	10.3	10.2	10.0	10.1	10.2
音声・言語そしゃく機能障害	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	0.9	1.0
肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	55.0	55.4	55.0	54.6	54.2	52.7	52.1	51.9
内部障害	25.1	25.2	25.7	26.2	26.7	27.9	28.6	28.8

※各年3月末、四捨五入により端数があわない年度があります

図表 16 身体障害者手帳所持者の年齢別割合

(単位:%)

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
18歳未満	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1
18～64歳	23.5	22.5	21.4	20.5	20.2	20.1	19.9	19.9
65歳以上	75.4	76.5	77.6	78.5	78.8	78.8	79.0	79.0

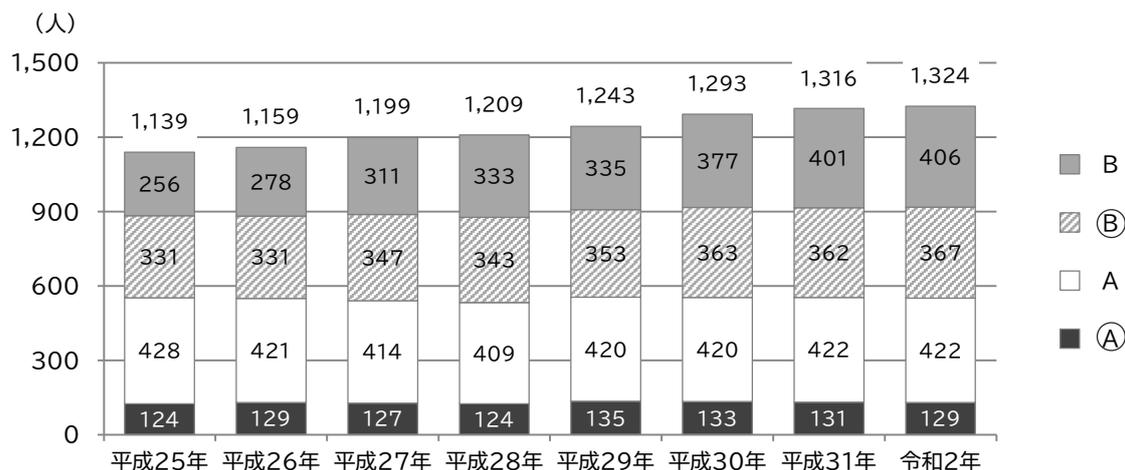
※各年3月末、四捨五入により端数があわない年度があります

(2)療育手帳※所持者

療育手帳所持者は近年増加傾向にあり、令和2年には1,324人となっています。等級別の推移では、特にBが増加しています。

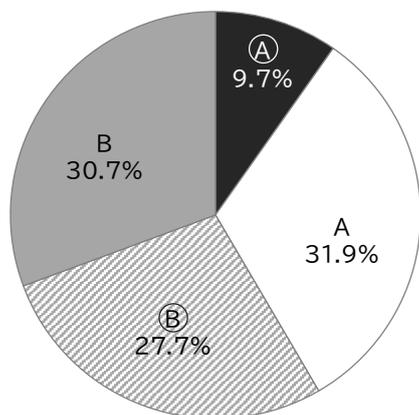
令和2年の年齢別構成をみると、18歳以上が85.6%となっており、18歳未満は14.4%という状況です。

図表 17 療育手帳所持者の推移

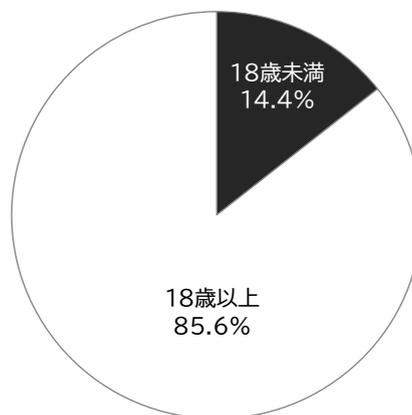


※各年3月末

図表 18 等級別構成割合(令和2年)



図表 19 年齢別構成割合(令和2年)



療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して交付される手帳。

図表 20 療育手帳所持者の等級別割合

(単位:%)

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
Ⓐ	10.9	11.1	10.6	10.3	10.9	10.3	10.0	9.7
A	37.6	36.3	34.5	33.8	33.8	32.5	32.1	31.9
Ⓑ	29.1	28.6	28.9	28.4	28.4	28.1	27.5	27.7
B	22.5	24.0	25.9	27.5	27.0	29.2	30.5	30.7

※各年3月末、四捨五入により端数があわない年度があります

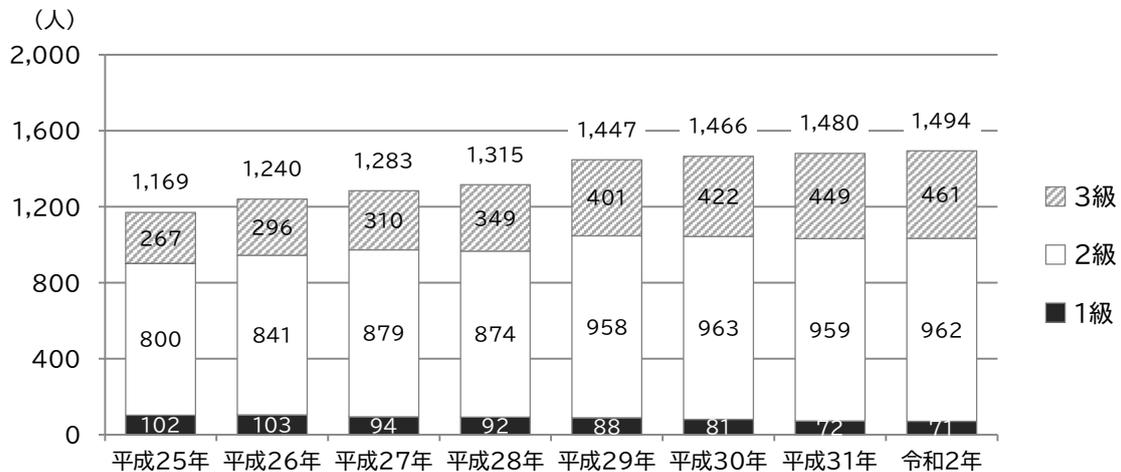
(3)精神障害者保健福祉手帳※所持者・自立支援医療(精神通院医療)受給者

精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあり、令和2年には1,494人となっています。

令和2年の等級別では、2級が64.4%と最も高く、3級が30.9%、1級が4.8%となっています。

一方、自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、令和2年で2,464人となっており、精神障害者保健福祉手帳交付数を大きく上回っています。

図表 21 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

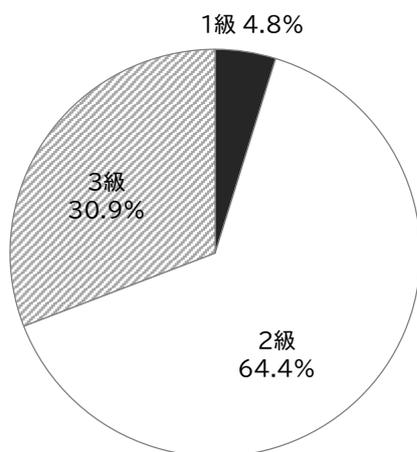


※各年3月末

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事及び指定都市の市長が交付する手帳。

図表 22 等級別構成割合(令和2年)



※四捨五入により端数があわない年度があります

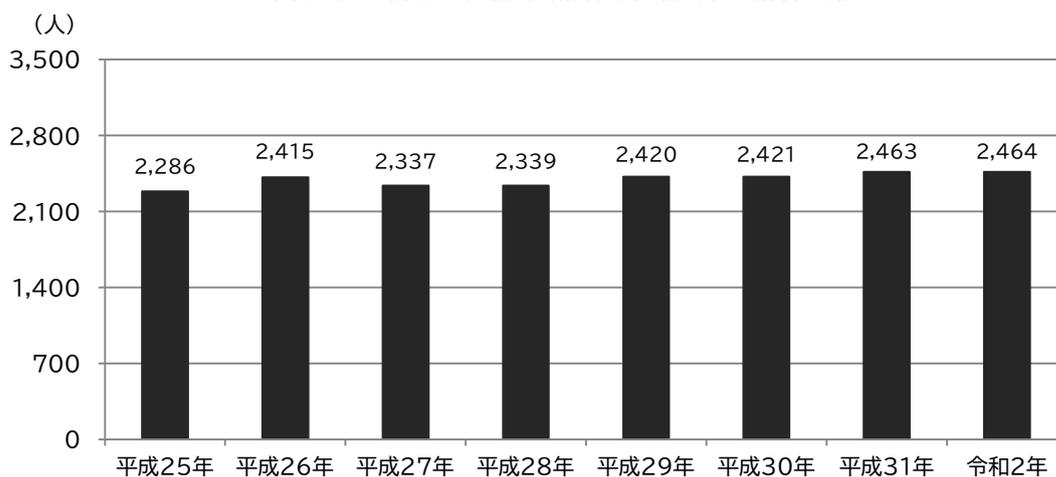
図表 23 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合

(単位:%)

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
1級	8.7	8.3	7.3	7.0	6.1	5.5	4.9	4.8
2級	68.4	67.8	68.5	66.5	66.2	65.7	64.8	64.4
3級	22.8	23.9	24.2	26.5	27.7	28.8	30.3	30.9

※各年3月末、四捨五入により端数があわない年度があります

図表 24 自立支援医療(精神通院医療)受給者の推移



※各年3月末

2-3 自立支援給付及び障害児通所支援給付

障害者総合支援法における自立支援給付(介護給付、訓練等給付、相談支援)は、受給者が増加傾向にあります。

障害のある児童では、自立支援給付のほか、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者は年々増加しています。

図表 25 自立支援給付及び障害児通所支援給付

(単位:人)

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
身体障害のある人	229	261	273	289	278	354	341	330
知的障害のある人	559	596	609	657	646	612	623	630
精神障害のある人	249	329	325	358	334	344	345	344
障害のある児童	自立支援給付	40	54	58	44	54	66	64
	児童発達支援など	492	544	621	660	578	680	818

※重複あり

※障害のある児童には手帳を所持しない児童も含む

※令和2年度は見込み値

2-4 教育上特別な支援を必要とする児童・生徒

令和元年5月1日現在、市内の小中学校に103学級の特別支援学級があり、学級に通う児童・生徒数は小学校396人、中学校85人となっており、児童・生徒数は増加傾向にあります。

図表 26 教育上特別な支援を必要とする児童・生徒

(単位:人)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
児童・生徒総数	6,481	3,240	6,451	3,109	6,306	2,973
特別支援学級数	69	21	66	23	75	28
特別支援学級に通う児童・生徒数	327	64	343	75	396	85
割合	5.0%	2.0%	5.3%	2.4%	6.3%	2.9%

※各年度5月1日

第3章 計画の基本的な考え方

3-1 本市が目指す基本目標

本計画では、平成 29 年度に策定した「尾道市第4次障害者保健福祉計画」で設定した基本目標を踏襲し、次のように定めます。

【基本目標】

**“生涯”とともに支えあい
自分らしく暮らせるまち おのみち**

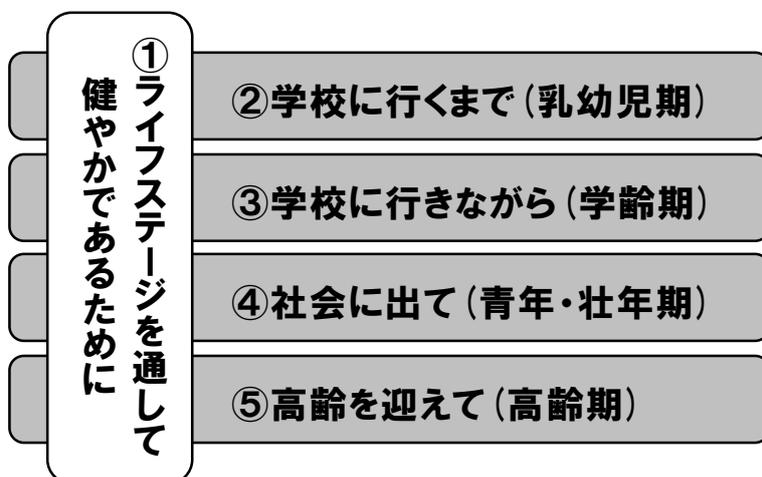
この目標を実現する手段として定めた「ライフステージに応じた支援」と「ともに暮らす地域づくり」を踏まえ、障害のある人や障害のある児童を対象とした障害福祉サービス等を展開します。

(1) ライフステージ(人生の各段階)に応じた支援

障害のある人への支援は、「地域で育ち、地域で暮らす」を基本に、それぞれがもっている可能性を引き出し、能力を発揮しながら自立できるよう、個々のライフステージや障害に応じた支援を行うことが必要です。

また、その支援は年齢等で分断されるのではなく、その人の人生全体を視野に入れ、継続性・連続性のあるものとして展開されることが重要です。そして、障害のある人のライフステージを最も支え、見守る家族への支援も重要です。

ライフステージに応じた支援をより有効なものとするため、障害のある人の自己実現に向けて、継続性・連続性を踏まえた支援を行う体制づくりに取り組むとともに、障害のある人本人とその家族双方を支え続ける取組を進めます。



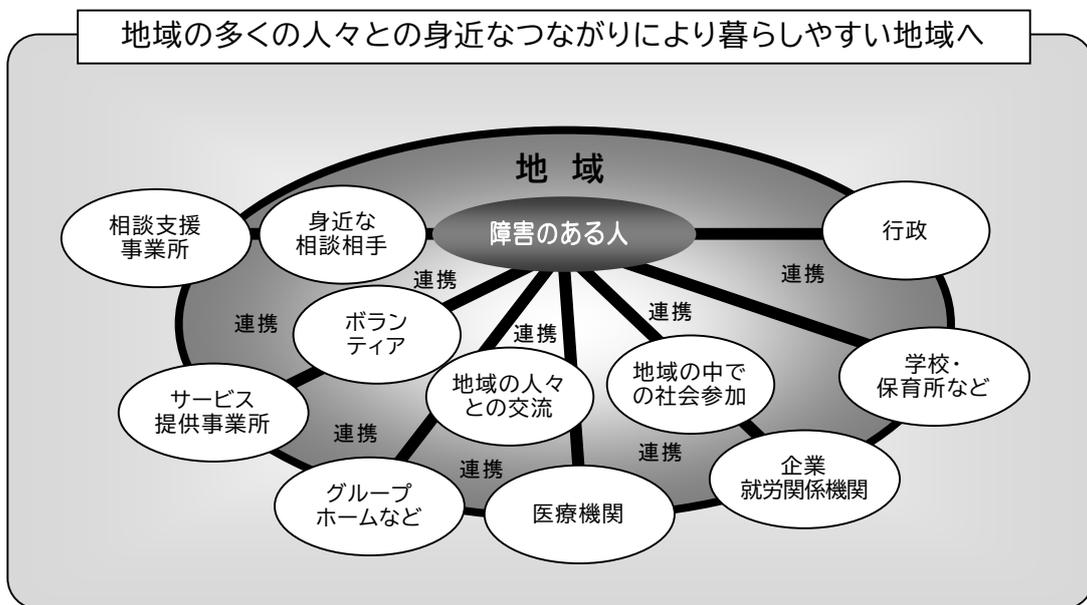
(2)ともに暮らす地域づくり

障害の有無に関わらず、誰もが支えあいながらともに生きる地域社会をつくるためには、それぞれの役割と責任のもと主体的に取り組むことが必要です。

また、地域での暮らしを充実するために、人とのつながりや、いざという時の安心感、生活の質の向上等が求められます。

そのため、地域のなかで日常的に多くの人々が自然に交流できる機会を増やすとともに、相互理解を図り、ともに支えあいながら生きていくという地域福祉意識の浸透に努めます。

また、誰もが暮らしやすい地域社会を目指して、生活環境・外出手段の整備、情報提供の充実、スポーツ・文化活動の推進、ボランティア活動の促進、権利擁護、生活安定、医療体制の充実など、幅広い分野にわたる総合的な生活の質の向上を図ります。



3-2 基本方向

本市が目指す基本目標、国が示している基本的な指針を踏まえ、本計画の基本方向を次のように設定します。

障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

- 共生社会を実現するため、障害のある人や障害のある児童の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人等の自立と社会参加の実現を図っていくため、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実

- 障害のある人や障害のある児童が身近な地域で必要な障害福祉サービスを受けることができるよう、市が実施主体となって、国・県の支援を受けつつ、引き続き障害福祉サービスの充実を図ります。

地域生活への移行と継続的な支援

- 障害のある人等の生活を地域全体で支えるシステムを整備するため、地域生活支援拠点等の整備や、NPO法人等によるインフォーマルサービス^{*}の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行・継続の支援及び就労等の課題に対応したサービス提供体制を整えます。
- 今後、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域での生活を自分らしく安心して送れるよう、中長期的な視点に立ち各種支援策を展開します。

地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

- すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことのできる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、「我が事」として主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりに努めます。
- 制度の縦割りを超えた柔軟な公的サービスの提供に努めるとともに、地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

インフォーマルサービス

家族や近隣の人、地域社会、NPO 法人、ボランティア等が行う援助活動のこと。

**障害のある児童の
健やかな育成のための
発達支援**

- 障害の疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられるよう、障害種別に関わらず、障害の特性に応じた質の高い専門的な支援が提供される体制の構築を図ります。
- ライフステージ※に沿って、地域の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害の程度や状態により、できる限り地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加やインクルーシブ教育※システム(包容する教育制度)を推進します。
- たんの吸引や経管栄養※等の医療的ケアを必要とする子どもが専門的な支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築に努めます。

**障害福祉サービスを
担う人材の確保**

- 将来にわたって質の高い障害福祉サービス等を安定的に提供していくために、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の強化、処遇や職場環境の改善により、職場の定着率を高めるなど、関係者が協力して取り組んでいきます。

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等それぞれの段階。

インクルーシブ教育

障害のある児童と障害のない児童がともに学ぶ仕組みのこと。

経管栄養

口から食事をとれない、あるいは摂取が不十分な方の消化管内にチューブを挿入して栄養剤を注入し、栄養状態の維持・改善を行う方法。

第4章 令和5年度の成果目標

4-1 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5年度末における地域生活に移行する人の人数を令和元年度末時点の施設入所者の6%以上とすることを目標値として設定します。

また、施設の入所者数について、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することとします。

市の目標設定

項目	数値	説明
地域生活移行者数		
算定基礎数値	188人	令和元年度末現在の施設入所者数
目標値	12人 (6.4%)	令和3年度から令和5年度末までの間に地域移行する見込み数
施設入所者数		
算定基礎数値(A)	188人	令和元年度末現在の施設入所者数
目標値(B)	185人	令和5年度末の施設入所者の見込み者数
削減見込み	3人 (-1.6%)	(A)-(B)

目標達成に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地域自立支援協議会の相談支援部会、就労支援部会、生活支援部会を通じて、保健・医療・福祉、教育、労働、地域等の関係機関と連携を図りながら、地域生活への移行支援を進めます。 <input type="checkbox"/> 共同生活援助、福祉ホーム等の整備を推進します。また、共同生活援助や一般入居施設等への体験事業を実施し、施設から在宅への円滑な移行を支援します。 <input type="checkbox"/> 障害のある人の権利を擁護し、自立生活を支援するため、成年後見制度利用支援事業や福祉サービス利用援助事業「かけはし」の利用を促進します。 <input type="checkbox"/> 地域移行の推進にあたっては、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の活用を図ります。
------------	---

国の基本的な指針

- 令和元年度末時点の福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
 - 当該目標値の設定にあたっては、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することとするとともに、これにあわせて令和5年度末の施設入所者を令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本とする。
 - 当該目標値の設定にあたっては、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成の割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
 - なお、施設入所者数の設定のうち、新たに施設へ入所する者を見込むにあたっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。
- ※平成24年4月施行の児童福祉法改正により、障害者総合支援法のサービス受給者となって当該施設に引き続き入所している者は含めない。

4-2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、国の指針における地域生活支援拠点等（「地域生活支援拠点」または「面的な体制」を指す）のうち、相談支援や日中活動系サービス、短期入所等の各サービスを一施設に集約して行う「多機能拠点整備型」ではなく、各サービスを複数の機関で役割分担する「面的整備型」を整備しました。

また、すでに確保している体制の機能に加え、基幹相談支援センターを設置することで、相談支援体制の充実に努め、年1回以上、運用状況を検証及び検討することとします。

市の目標設定

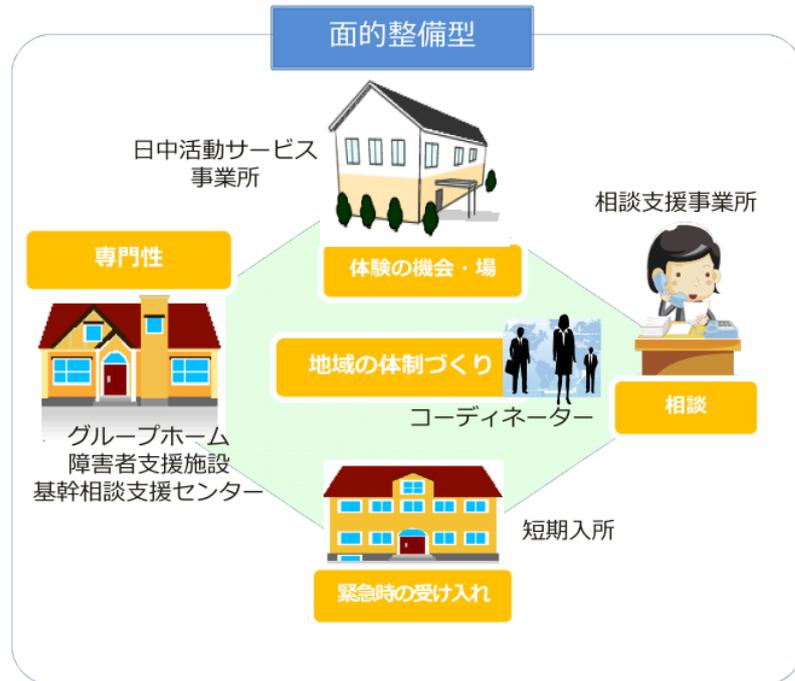
項目	目標
拠点の整備	「面的整備型」の地域生活支援拠点等を市内に2か所整備（整備済）

目標達成に向けた取組	<input type="checkbox"/> 地域自立支援協議会地域生活支援システム作業部会を中心に、拠点の体制整備に向けた協議を行います。 <input type="checkbox"/> 緊急時受入等の実施に向けたサービス提供事業所と委託契約を締結します。
------------	---

国の基本的な指針

- 地域生活支援拠点等について、令和 5 年度末までの間、各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

図表 27 地域生活支援拠点等「面的整備型」のイメージ



4-3 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業)を通じて、令和 5 年度中に一般就労に移行する人数を令和元年度の移行実績を踏まえ目標値を設定します。

就労移行支援事業が一般就労への移行における重要な役割を担っていることを踏まえ、一般就労への移行について、令和元年度実績を踏まえ目標値を設定します。

就労継続支援事業の事業目的等を鑑み、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の利用者からの一般就労への目標値を設定します。

市の目標設定

項目	数値	説明
福祉施設からの一般就労移行者数		
算定基礎数値(A)	38人	令和元年度に福祉施設から一般就労した者の数
目標値(B)	38人	令和5年度に福祉施設から一般就労する者の数
移行割合	1.0倍	(B)/(A)
目標値(B)のうち、就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数		
実績値(C)	8人	令和元年度の実績人数
目標値(D)	8人	令和5年度の目標人数
移行割合	1.0倍	(D)/(C)
目標値(B)のうち、就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数		
実績値(E)	18人	令和元年度の実績人数
目標値(F)	18人	令和5年度の目標人数
移行割合	1.0倍	(F)/(E)
目標値(B)のうち、就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数		
実績値(G)	12人	令和元年度の実績人数
目標値(H)	12人	令和5年度の目標人数
移行割合	1.0倍	(H)/(G)
目標値(B)のうち、就労定着支援事業の利用者数		
目標値(I)	27人	令和5年度における就労定着支援事業の利用者見込み数
割合	71%	(I)/(B)
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合		
算定基礎数値(K)	4か所	令和5年度の就労定着支援事業所見込み数
目標値(L)	3か所	令和5年度における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所見込み数
事業所割合	75%	(L)/(K)

<p>目標達成に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 一般就労へのステップとして、就労移行支援、就労継続支援事業所の役割が大きいことから、これらの事業所の充実に向けて取り組みます。 □ 地域自立支援協議会就労支援部会による一般就労への移行を促進する取組を継続し、一人ひとりの自己実現(生きがいの実現)、社会参加を図ります。 □ 障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、特別支援学校、商工会議所等とより一層の情報共有を図り、連携して就労支援の充実を図ります。 □ 就労している人への支援、離職後の支援など、利用者の状況に応じた支援に取り組みます。 □ 就労定着支援を実施する事業所の確保に努めます。 □ 地域自立支援協議会就労支援部会において、企業への障害者雇用の普及・啓発、サービス提供事業所には、一般就労への移行を促進する取組を実施します。 □ 一般就労移行者数については、国の基本的な指針によらず、市の実態に即した数値としています。
-------------------	---

<p>国の基本的な指針</p>							
<ul style="list-style-type: none"> • 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和 5 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標の設定にあたっては、令和元年度における一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。 	<p>事業ごとの目標値</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>就労移行支援</td> <td>1.30 倍以上</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援A型</td> <td>1.26 倍以上</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援B型</td> <td>1.23 倍以上</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> • 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定する。 <p>就労定着支援事業の利用者数</p> <p>就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち 7 割以上が就労定着支援事業を利用する。</p> <p>就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする。</p>	就労移行支援	1.30 倍以上	就労継続支援A型	1.26 倍以上	就労継続支援B型	1.23 倍以上
就労移行支援	1.30 倍以上						
就労継続支援A型	1.26 倍以上						
就労継続支援B型	1.23 倍以上						

4-4 障害のある児童の支援体制の整備等

児童発達支援センターをはじめ、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の設置など、障害のある児童を支援する体制整備を進めます。

市の目標設定

項目	数値
児童発達支援センターの設置数	3 か所(設置済)
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	設置(設置済)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1 か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置(設置済)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置(配置済)

目標達成に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> □ すでに設置している児童発達支援センターの機能を充実し、障害のある児童への重層的な地域支援体制の構築を図ります。 □ 保育所等訪問支援の実施体制を強化し、障害児通所支援事業所と保育所等の連携を図ります。 □ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所と連携し、必要なサービス提供ができるよう体制整備に努めます。 □ 医療的ケア児支援の協議の場を活用し、必要な支援の検討を行います。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置についても継続していきます。
------------	---

国の基本的な指針

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

国の基本的な指針(つづき)

- 主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
令和 5 年度末までに、主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
令和 5 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

4-5 相談支援体制の充実・強化等

本市における相談支援体制の中核的な機関として設置されている「尾道市障害者サポートセンターはな・はな」で、総合的な相談業務とともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関との連携支援、意思決定支援等を行います。

市の目標設定

項目	目標
実施体制の確保	すでに設置されている「尾道市障害者サポートセンターはな・はな」を中心に相談支援体制の充実・強化等を図ります。

目標達成に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 障害の種別に関わらず各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援が実施できるよう努めます。<input type="checkbox"/> 地域の相談支援事業者の人材育成支援に努めます。<input type="checkbox"/> 地域の相談機関との連携強化に取り組みます。
------------	---

国の基本的な指針

- 令和 5 年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

4-6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

市職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行います。

利用者が真に必要とするサービス等を提供していくため、令和5年度までに障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体等との共有を行います。

市の目標設定

項目	数値
実施体制の構築	障害福祉サービス等に係る研修に毎年3名以上参加します。 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する機会を年1回以上実施します。

目標達成に向けた取組	<input type="checkbox"/> 県や関係機関が開催する専門的研修に、市職員が積極的に参加します。 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス等の質を向上させるため、事業所や近隣自治体と連携し取り組んでいきます。 <input type="checkbox"/> 障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の分析や活用を行います。
------------	---

国の基本的な指針

- 都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害のある人等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- 障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

第5章 障害福祉サービス等の見込み量

国の基本的な指針では、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量とその確保のための方策を定めることとしています。

本市では、国の基本的な指針を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの見込み量とその確保のための方策を定めます。

見込み量等は、第5期障害福祉計画の各サービスの利用状況、障害のある人や児童の状況等を勘案し、本市の実態に即した数値を設定しています。

5-1 訪問系サービス

(1) サービスの種別と概要

サービス種別	概要
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人を対象に、必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

(2)各年度のサービス見込み量と確保の方策

図表 28

サービス種別		第5期障害福祉計画 実績			第6期障害福祉計画 見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	(時間数/月)	2,892	3,085	3,050	3,200	3,250	3,300
	(実利用者数/月)	191	182	178	190	195	200
重度訪問介護	(時間数/月)	2,407	4,547	4,700	4,800	4,800	4,800
	(実利用者数/月)	8	10	12	10	10	10
同行援護	(時間数/月)	1,529	1,415	1,450	1,550	1,600	1,650
	(実利用者数/月)	57	58	69	70	72	74
行動援護	(時間数/月)	284	249	190	260	265	270
	(実利用者数/月)	22	16	18	20	22	24
重度障害者等包括支援	(時間数/月)	0	0	0	0	0	0
	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は見込み値

見込み量 確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> □ サービスの実施にあたっては、地域自立支援協議会を通じたサービス調整や情報共有をはじめ、質の高いサービスの提供に努めるとともに、関係機関による人材確保のためのネットワークの構築など、サービス基盤の確保に努めます。 □ サービス利用者の増加や施設入所者の地域移行等の進行を見込みながら、十分なサービスの量と質を確保できるよう、障害福祉サービス事業所の拡充や新規参入を促進します。 □ 地域自立支援協議会生活支援部会において、ヘルパーの仕事の魅力を発信するチラシを作成し、人材確保の支援を行います。また、地域で埋もれているヘルパー有資格者等の人材の発掘と活用に努めます。 □ サービスの質の向上を図るため、事業所に対し、技術・知識の向上を目的とした研修会や講演会等の情報提供について必要な支援を行います。 □ 高齢の障害のある人が切れ目なく適切な支援を受けられるよう、介護保険制度に基づくサービス等との連携の強化に向けた検討を進めます。 □ 医療的ケアが必要な人や重度心身障害のある人が必要な支援を受けられるよう、サービスの確保に努めます。
---------------	--

5-2 日中活動系サービス

(1)サービスの種別と概要

サービス種別	概要
生活介護	常時介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間(18 か月)】
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間(24 か月)】【長期入院・入所(36 か月)】
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間(24 か月)】
就労継続支援(A型)	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。なお、労働基準法等の関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援(B型)	就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しない。)一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所(福祉型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

短期入所(医療型)	医療ニーズの高い人を対象に、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
-----------	---

(2)各年度のサービス見込み量と確保の方策

図表 29

サービス種別		第5期障害福祉計画 実績			第6期障害福祉計画 見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	(人日/月)	8,065	8,212	8,150	8,400	8,450	8,900
	(実利用者数/月)	420	412	444	445	450	475
自立訓練(機能訓練)	(人日/月)	40	22	23	46	46	46
	(実利用者数/月)	2	1	1	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	(人日/月)	252	159	108	250	260	270
	(実利用者数/月)	20	9	11	20	21	22
就労移行支援	(人日/月)	433	440	380	450	460	470
	(実利用者数/月)	27	24	20	27	28	29
就労継続支援(A型)	(人日/月)	1,335	1,164	1,050	1,150	1,150	1,150
	(実利用者数/月)	64	56	51	50	50	50
就労継続支援(B型)	(人日/月)	7,240	7,817	8,500	8,600	8,700	8,800
	(実利用者数/月)	442	465	477	480	485	490
就労定着支援	(実利用者数/月)	7	13	13	18	23	27
療養介護	(実利用者数/月)	28	26	26	26	26	26
短期入所(福祉型)	(人日/月)	607	581	440	590	600	610
	(実利用者数/月)	137	131	81	135	140	145
短期入所(医療型)	(人日/月)	30	20	6	65	70	75
	(実利用者数/月)	8	7	2	10	12	14

※令和2年度は見込み値

見込み量 確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> □ サービスの実施にあたっては、市内の事業所及び圏域の自治体で調整を行いつつ、サービス基盤の確保に努めていきます。 □ 就労継続支援をはじめ、就労系のサービス提供事業所は増えている一方、計画対象者の雇用・就業分野の取組に対する満足度の低さを踏まえて、就労に対する意向や継続に向けたサービスの質の向上に努めるほか、就労継続支援事業所における受託作業の拡大を支援していきます。 □ 障害特性やライフステージに応じた適切な日中活動の場を確保するため、事業所の拡充や新規参入を促進します。 □ 必要とされるサービス量とその質を確保するため、人材の育成や確保に努めます。 □ 福祉施設やハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関のネットワークを活用し、就労に関する地域の課題把握やその改善施策の検討を行います。 □ 医療的ケアが必要な人や児童を対象とする短期入所のサービス確保に向けて、引き続き検討を行います。
---------------	--

5-3 居住系サービス

(1)サービスの種別と概要

サービス種別	概要
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。

(2)各年度のサービス見込み量と確保の方策

図表 30

サービス種別		第5期障害福祉計画 実績			第6期障害福祉計画 見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立支援援助	(実利用者数/月)	1	1	1	2	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	(実利用者数/月)	205	205	215	215	225	250
施設入所支援	(実利用者数/月)	190	188	187	188	187	185
地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	(回数/月)	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は見込み値

見込み量 確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> □ 共同生活援助(グループホーム)に対するニーズの高さを踏まえつつ、当事者団体、事業所、市及び県の連携によって、グループホーム等の基盤整備を促進するとともに、事業所へ必要な支援に努めます。 □ 地域生活への移行及び在宅生活者や介護者の高齢化に対応するため、民間事業所による共同生活援助(グループホーム)の設置を推進します。 □ 共同生活援助(グループホーム)の利用にあたり、体験利用や相談等の必要な支援を行います。 □ 施設入所支援については、地域生活への移行を希望する人に向けた積極的な支援を図るとともに、必要とする人は安心して施設を利用できる相談体制の確保に努めます。 □ 地域自立支援協議会地域生活支援システム作業部会を今後も継続して開催し、チェック機能等の役割を担います。
---------------	--

5-4 相談支援サービス

(1) サービスの種別と概要

サービス種別	概要
計画相談支援(サービス等利用計画作成)	すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等利用計画作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	施設や病院から地域移行する人を対象に、住居の確保や地域に移行するためのそのほかの活動に関する相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域移行した人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談や必要な支援を行います。

(2) 各年度のサービス見込み量と確保の方策

図表 31

サービス種別		第 5 期障害福祉計画 実績			第 6 期障害福祉計画 見込み量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	(実利用者数/月)	269	282	310	315	320	325
地域移行支援	(実利用者数/月)	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	(実利用者数/月)	0	0	0	1	1	1

※令和 2 年度は見込み値

見込み量 確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> □ 利用者一人ひとりにあつた的確なサービス等利用計画の作成や、事業所や相談支援専門員に過度の負担がかからないよう、人材確保の支援と関係機関の連携強化に努めます。 □ 地域移行支援、地域定着支援について、サービス利用につながるよう医療機関等と連携するとともに、サービス等利用計画作成時等に利用意向を把握し、希望者への対応に努めます。 □ 障害児相談支援及び地域生活支援事業の障害者相談支援事業とあわせ包括的な相談支援体制の構築を推進します。
---------------	---

第6章 障害のある児童を支援するサービス等の見込み量

平成24年度から新たに児童福祉法に規定された障害児支援についても、必要量を見込み、その体制整備に関することを障害児福祉計画として定めることとされました。

本市では、国の基本的な指針を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの見込み量とその確保のための方策を定めます。

見込み量等は、第1期障害児福祉計画の各サービスの利用状況、障害のある児童の状況等を勘案し、本市の実態に即した数値を設定しています。

6-1 児童発達支援等

(1) サービスの種別と概要

サービス種別	概要
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を受けるものです。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童が、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等に通い、児童発達支援及び治療を受けるものです。
放課後等デイサービス	学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している発達支援の必要な児童が、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を受けるものです。
保育所等訪問支援	児童発達支援センター等の職員が発達支援の必要な児童の通う施設(保育所等)を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供するものです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	児童発達支援等を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童または保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケアが必要な児童の福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有し、その暮らしの設計を手助けできる調整者(コーディネーター)を配置します。
--------------------------------	---

(2)各年度のサービス見込み量と確保の方策

これまでの利用実績及び令和2年度の見込みをもとに、利用者数の推移を踏まえて、第2期の見込み量を設定しました。

図表 32

サービス種別		第1期障害児福祉計画 実績			第2期障害児福祉計画 見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	(人日/月)	2,729	2,560	2,750	2,850	2,900	2,950
	(実利用者数/月)	327	313	315	315	320	325
医療型児童発達支援	(人日/月)	4	0	0	20	20	20
	(実利用者数/月)	1	0	0	5	5	5
放課後等デイサービス	(人日/月)	2,204	2,543	2,900	3,000	3,100	3,200
	(実利用者数/月)	304	330	370	380	390	400
保育所等訪問支援	(人日/月)	12	15	9	15	17	19
	(実利用者数/月)	9	15	9	15	17	19
居宅訪問型児童発達支援	(人日/月)	0	0	0	0	0	0
	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	(実利用者数/月)	135	136	170	175	180	185
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	(配置人数)	3	2	6	7	7	7

※令和2年度は見込み値

見込み量確保の方策	<input type="checkbox"/> 児童の発達状況等にあわせて事業所を保護者等が選択できるよう、事業所情報の提供を行います。 <input type="checkbox"/> 児童福祉に関わる機関との連携を図り、必要なサービスが利用できるような体制づくりを推進します。 <input type="checkbox"/> 障害児相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。 <input type="checkbox"/> 地域自立支援協議会児童部会等を通じて、通所支援等の利用待機解消に向けた協議を行います。
-----------	---

6-2 子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援等は、次のサービス種別を行います。

(1) サービスの種別と概要

サービス種別	概要
保育所における障害のある児童の利用	保育所において、障害のある児童に対して、加配対応を行います。
認定こども園における障害のある児童の利用	認定こども園において、障害のある児童に対して、加配対応を行います。
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における障害のある児童の利用	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)において、障害のある児童に対して利用を支援します。

(2) 各年度のサービス見込み量と確保の方策

各年度のサービス見込み量は、地域自立支援協議会における関係者の意見等を踏まえるとともに、関係機関と連携のもと障害のある児童を支援する子ども・子育て支援を進めます。

図表 33

サービス種別		第1期障害児福祉計画 実績			第2期障害児福祉計画 見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所	(実利用者数/月)	83	68	39	65	65	65
認定こども園	(実利用者数/月)	76	34	78	60	60	60
放課後児童健全育成事業	(実利用者数/月)	69	205	124	150	150	150

※令和2年度は見込み値

第7章 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障害のある人や児童が地域で自立した日常生活や社会生活(就労等)を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

第 5 期障害福祉計画の実績等を踏まえつつ、障害のある人や児童の保護者等からの相談対応、生活に必要な情報の提供、意思疎通支援、日常生活用具の給付、移動支援等に関する次の内容の地域生活支援事業を継続実施します。見込み量等は、第 5 期障害福祉計画の各サービスの利用状況、障害のある人や児童の状況等を勘案し、本市の実態に即した数値を設定しています。

(1)事業内容

①必須事業

事業種別	概要
理解促進研修・啓発事業	障害のある人や児童が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害についての理解を深める研修・啓発を行う事業です。
自発的活動支援事業	障害のある人や児童が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。
相談支援事業	<p>障害者(児)相談支援事業(基幹相談支援センター等機能強化事業)</p> <p>障害のある人や児童、保護者からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止、成年後見制度の利用など、権利擁護のための援助を行う事業です。</p> <p>なお、地域の相談支援の中核的な機関として、「尾道市障害者サポートセンターはな・はな」を設置し、総合的な相談業務とともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、意思決定支援等を行います。</p> <p>住宅入居等支援事業</p> <p>賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業です。</p>
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する事業です。

成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業など、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等と他の者の意思疎通を仲介する事業です。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害のある人に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具等を給付する事業です。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人や児童の生活支援を図ります。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行う事業です。
地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害のある人等の地域生活支援の促進を図る事業です。

②任意事業

事業種別	概要
訪問入浴サービス事業	重度の身体障害のある人を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
日中一時支援事業	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障害のある人や児童の日中における活動の場を提供する事業です。
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者を対象に、日常生活に関する支援・家事に対する支援を行う事業です。
スポーツ・レクリエーション教室開催など	各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会等を開催し、体力増強、交流、余暇活動等を支援します。
芸術・文化講座開催など	障害のある人の芸術・文化活動を振興するため、作品展や音楽会等芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行	点字や声の広報等により定期的な情報提供を行う事業です。

奉仕員養成研修事業	手話、要約筆記、点訳、朗読の奉仕員を養成研修する事業です。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造費用の一部を助成する事業です。
福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情等の理由で家族との同居や住居の確保が困難な障害のある人(常時の介護や医療を必要とする場合を除く)に対し、低料金を居室や設備を提供する事業です。

(2)各年度のサービス見込み量と確保の方策

これまでの利用実績を踏まえつつ、第6期障害福祉計画のサービス見込み量を設定しました。

サービスの実施にあたっては、事業所の参入を促進し、計画期間に必要とされるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう連携していきます。

図表 34

サービス種別			第5期障害福祉計画 実績			第6期障害福祉計画 見込み量		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓発事業	(実施有無)	有	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	(実施有無)	有	有	有	有	有	有	
相談支援事業	障害者(児)相談支援事業 (実施か所数)	3	3	3	3	3	3	
	基幹相談支援センター (設置有無)	有	有	有	有	有	有	
	相談支援機能強化事業 (実施有無)	有	有	有	有	有	有	
	住宅入居等支援事業 (実施有無)	有	有	有	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	(実利用者数/年)	3	5	6	6	7	8	
成年後見制度法人後見支援事業	(実施有無)	無	無	有	有	有	有	
支 援 思 疎 業 通	手話通訳者設置事業 (設置見込み者数)	0	0	0	1	1	1	
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (実利用者数/月)	26	30	30	30	30	30	
日 常 生 活 用 具 給 付 等 事 業	介護・訓練支援用具 (給付件数/年)	12	8	9	25	25	25	
	自立生活支援用具 (給付件数/年)	22	28	27	32	32	32	
	在宅療養等支援用具 (給付件数/年)	50	27	32	35	35	35	
	情報・意思疎通支援用具 (給付件数/年)	49	39	24	24	30	35	
	排せつ管理支援用具 (給付件数/年)	3,391	3,557	3,676	3,700	3,750	3,800	
	居宅生活動作補助用具 (給付件数/年)	5	5	5	5	5	5	
手話奉仕員養成研修事業	(研修修了者数/年)	31	33	33	33	33	33	

サービス種別		第5期障害福祉計画 実績			第6期障害福祉計画 見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業	(実利用者数/月)	128	113	100	100	110	120
	(利用時間数/月)	907	930	510	900	950	1,000
地域活動支援センター 機能強化事業	(実施か所数)	1	1	1	1	1	1
	(実利用者数/月)	38	38	38	38	38	38
訪問入浴サービス事業	(実利用者数/月)	6	4	8	9	10	11
日中一時支援事業	(実利用者数/月)	225	233	230	230	235	240
生活サポート事業	(実施有無)	有	有	有	有	有	有
スポーツ・レクリエーション教室開催など	(参加者/年)	1,930	1,785	1,000	1,900	2,000	2,100
芸術・文化講座開催など	(参加者/年)	105	178	80	160	170	180
点字・声の広報等発行事業	(発行回数/年)	156	185	90	180	180	180
奉仕員養成研修事業(点訳・要約筆記・朗読)	(研修修了者数/年)	33	49	10	40	45	50
自動車運転免許取得・改造助成事業	(助成件数/年)	4	3	4	4	4	4
福祉ホーム事業	(実利用者数/月)	3	2	2	3	3	3

※令和2年度は見込み値

見込み量 確保の方策	<input type="checkbox"/> 身近な地域で相談支援が受けられるよう、「尾道市障害者サポートセンターはな・はな」を中心とした相談支援の拡充を図り、尾道市地域自立支援協議会等による関係機関との連携を強化します。 <input type="checkbox"/> サービス利用対象者の状況等やサービス需要を把握しながら、地域の実情に応じたサービス内容を検討し、利用者が必要とするサービスを提供できるよう努めます。 <input type="checkbox"/> 日常生活支援は、引き続き十分なサービス量が提供されるよう事業所の運営の支援に努めます。 <input type="checkbox"/> 社会参加支援は、必要とする人が確実に事業を利用できるよう事業の周知に努めます。
---------------	--

第8章 障害者施策の推進

8-1 発達障害のある人等への支援

図表 35

(単位:人/年)

	第 5 期障害福祉計画 実績			第 6 期障害福祉計画 見込み量		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ペアレントトレーニング※やペアレントプログラム※等の支援プログラムの受講者数	13	10	1	15	15	15
ペアレントメンター※の人数	3	4	4	4	5	6
ピアサポート※活動の参加人数	47	16	0	16	18	20

※令和 2 年度は見込み値

実施の見込み	<input type="checkbox"/> 保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の家族等に対する支援体制の整備に努めます。 <input type="checkbox"/> 障害のある人同士や家族同士による、ピアサポートやペアレントメンターとして活動を希望する方への情報提供に努めます。
--------	---

ペアレントトレーニング

発達障害のある児童の保護者が自分の子の行動を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方やしかり方を学ぶための支援のこと。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。

ペアレントメンター

発達障害のある児童の保護者等であって、その経験を生かし、児童が発達障害の診断を受けて間もない保護者等に対して助言を行う人のこと。

ピアサポート

「同じような立場の人によるサポート」といった意味で用いられる言葉。

8-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1)保健、医療及び福祉関係者による協議の場

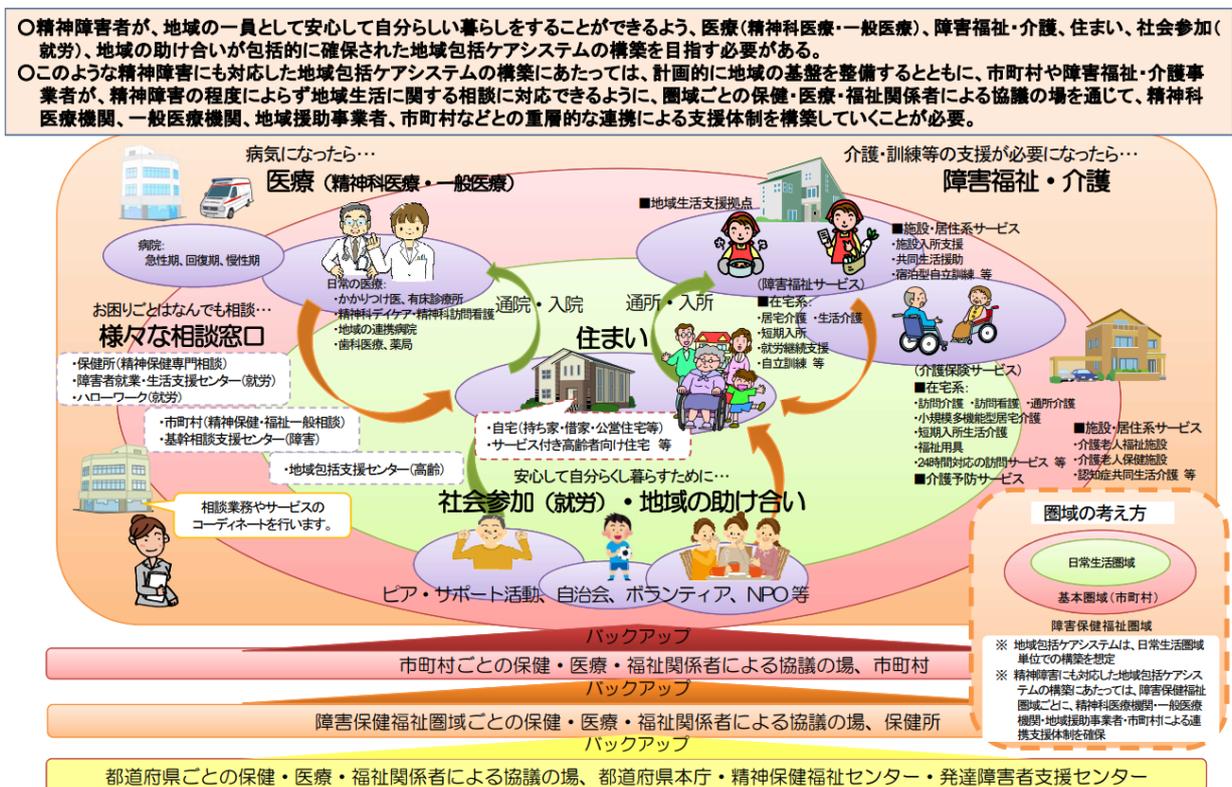
図表 36

(単位:回/年、人/年)

	第5期障害福祉計画 実績			第6期障害福祉計画 見込み量		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
協議の場の開催回数	-	-	1	1	1	1
協議の場への関係者の参加者数	-	-	12	10	10	10
協議の場における目標設定及び 評価の実施回数	-	-	1	1	1	1

実施の見込み	<p>□ 市内の精神科医療機関、相談支援事業所、サービス提供事業所等の関係機関による会議体(全体会、個別ケース検討会)を設置し、地域移行等の支援を実施します。</p>
--------	---

図表 37 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ



※厚生労働省資料

(2)精神障害のある人の地域生活に必要な障害福祉サービス等の利用者数

図表 38

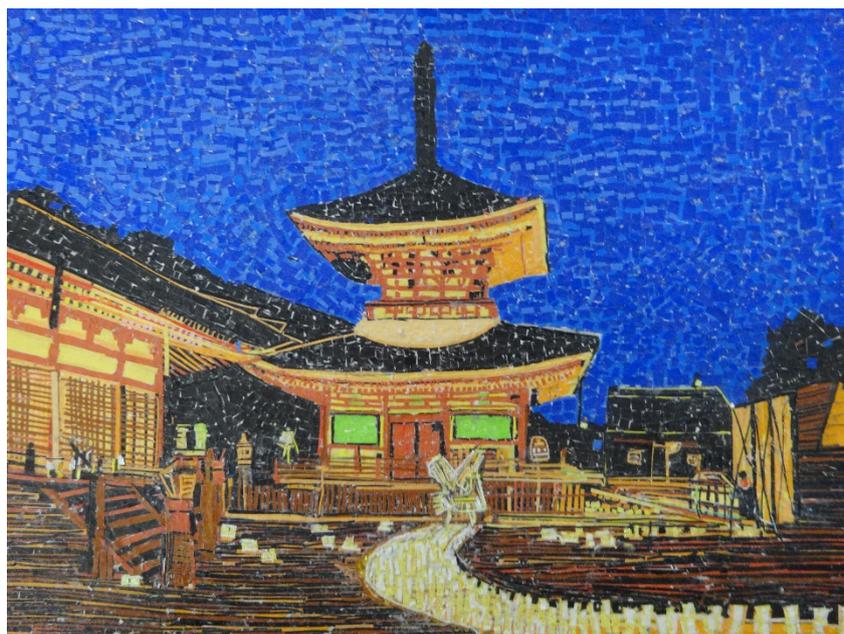
(単位:人/月)

	第 5 期障害福祉計画 実績			第 6 期障害福祉計画 見込み量		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域移行支援	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	0	0	0	1	1	1
共同生活援助(グループホーム)	41	36	38	40	41	42
自立生活援助	1	0	1	1	1	1

※1か月あたりの利用者数

※令和 2 年度は見込み値

利用者の見込み	<input type="checkbox"/> 第 6 期障害福祉計画として掲げた障害福祉サービス等の利用者数の見込みのうち、精神障害のある人の分について再掲しました。
見込み量 確保の方策	<input type="checkbox"/> 地域移行支援は、精神科病院からの退院・地域移行に際しての利用が想定されます。協議の場で地域の実情を把握し、サービス提供体制の整備を図ります。 <input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム)は、精神障害のある人の地域生活を支えるために欠かせないサービスであり、今後も市内及び近隣市の事業所の活用で対応していきます。



作品名 灯り
作者 A

8-3 相談支援体制の充実・強化のための取組

図表 39

(単位:件/年、回/年、人)

	第5期障害福祉計画 実績			第6期障害福祉計画 見込み量		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業者に対する 指導・助言の件数	60	60	60	60	60	60
相談支援事業者の人材育成の 支援件数	21	21	11	21	21	21
相談機関と連携強化の取組の 実施回数	6	6	3	6	6	6
【参考】主任相談支援専門員の 配置人数	0	0	1	3	6	9

※令和2年度は見込み値

実施の見込み	<ul style="list-style-type: none"> □ 尾道市障害者サポートセンターはな・はなに専門的職員を配置し、総合的・専門的な相談支援を実施しています。 □ 地域自立支援協議会相談支援部会での事例検討等を通して、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言を実施します。また、相談支援専門員を対象とした研修会等を実施し、人材育成を行います。 □ 地域の相談機関との連携強化を図ります。
--------	--



作品名 習字
作者 田辺 祥基

8-4 第4次障害者保健福祉計画の推進

(1) ライフステージを通して健やかであるために

一貫した相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者サポートセンターはな・はなを中心に、地域生活支援拠点等の整備内容にもある5つの機能(相談・人材育成など)を着実に実施するとともに、相談支援体制の強化を行います。
家族支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● レスパイト事業※のさらなる充実に向けた取組とともに、家族からの相談や家族会等の活動についても継続して支援を行います。
地域生活支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域自立支援協議会を中心とした協議体を活用し、高齢者、児童等も含めた連携を図っていきます。
精神保健福祉施策と支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● アウトリーチ※による相談支援により、障害福祉サービスの利用につなげていきます。 ● 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について、圏域での連携による設置とともに、市単独での協議の場を設置します。 ● 地域移行サービスの周知を行い、居住支援も含め関係機関と連携を図ります。
こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 引きこもりや介護、経済的な問題など、複数の問題を同時に抱える家庭を支えるため、福祉まるごと相談窓口を開設し、相談体制の強化を図っています。

レスパイト事業

介護の“一時休止”や“休息”など、介護者の負担軽減を目指す事業のこと。

アウトリーチ

未治療や治療中断している精神障害のある人等に保健師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種から構成されるアウトリーチチームが一定期間、訪問支援を行うことにより、新たな入院及び再入院を防ぎ、地域生活が維持できるよう支援すること。

(2) 学校に行くまでの支援(乳幼児期)

<p>早期発見による発達支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援等のサービスを支給決定し、安心して療育を受ける環境整備に努めています。対象児童の増加に伴い、受け皿である社会資源の量や質の向上の充実に努めます。 ● 児童虐待を防ぐため、対象児のサービス利用や相談支援を実施していきます。
<p>地域の療育体制の整備・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 健診後に療育につながるケースについては、障害者サポートセンターはな・はなや事業所と連携し、安心して利用できる相談支援に努めています。 ● 圏域単位で設置されている医療的ケアが必要な児童のための協議の場のほか、市では対象の児童に近いところで教育・保育・福祉・保健等が参加する協議の場を随時開催していきます。 ● 地域自立支援協議会では、市内の関係機関の方々を対象として研修会や講演会を企画運営しており、人材育成につなげていきます。
<p>就学準備の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学相談においては、関係者会議に参加し、支援体制のあり方等について協議を行っています。 ● 医療的ケア児の通学支援のあり方について検討していきます。

(3) 学校に行きながらの支援(学齢期)

<p>特別支援教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援学校等の教職員、保護者には、年1回福祉制度の研修会を開催しています。 ● 福祉教育について、車いすの支援や視覚障害の体験などを学校で実施しています。
<p>障害のある児童の通所支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域自立支援協議会福祉計画部会や児童部会を中心に社会資源の充実に向けた協議を行い、また、法人へも直接働きかけを行い、通所支援等のさらなる充実に努めます。 ● 必要な場合はケア会議等を実施し、学校や関係機関と連携し、適切な支援に努めます。

卒業後の自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の事業所が参加する合同事業所説明会、高等部 2 年生、3 年生の移行支援会議を開催しており、引き続き特別支援学校等とも連携して取組を行います。 ● 企業向けの障害者雇用を推進する講演会を開催するなど、就職先の開拓も行っています。
--------------	---

(4) 社会に出てからの支援(青年・壮年期)

就労への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労定着支援の利用を促進し、企業で働く障害のある人の就労を支援していきます。 ● 企業向け普及・啓発セミナーとして、新たに障害者雇用を検討している企業を対象に講演会を開催しています。
施設入所(入院)から地域生活への移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 日中支援型グループホームの整備を行い、施設入所からの地域生活への移行促進に努めます。 ● 地域生活への移行については、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを活用して進めていきます。
中途障害者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 個々のケースに応じて、障害者サポートセンターはな・はな等がスクールカウンセラー[※]と連携し、相談支援を行っています。

(5) 高齢を迎えての支援(高齢期)

高齢者施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険に移行する利用者の理解を得るまで時間を要していることから、早い段階から相談支援専門員とケアマネジャー[※]、関係機関による介護保険への移行協議を行える体制を整備していきます。
-----------	--

スクールカウンセラー

教育機関で心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名のこと。子どもや保護者などの心のケアや支援を行う。

ケアマネジャー

介護保険制度上の正式名称は「介護支援専門員」。要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じて、介護サービス等の提供についての計画(ケアプラン)の作成や、市町村・サービス事業・施設、家族などとの連絡調整を行う。

(6)ともに暮らす地域づくり

相互理解と交流	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者週間尾道福祉大会は、より市民が参加できるよう平日から土曜日の開催に変更し、参加者も増加しています。 ● 市の出前講座では、障害に関する制度や障害者差別解消法について説明する機会を設けています。
建築物の構造改善、住宅整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、公営住宅も含め住居確保に努めていきます。 ● グループホームについて、事業所との連携を図り整備を進めます。
移動・交通対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動手段の確保を充実するために、移動支援サービスにおける支援者の増加に努めます。
防犯・防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域自立支援協議会に防災部会を新たに組織し、情報伝達の迅速化、事業所間の連携強化を図っています。 ● 避難行動要支援者名簿[※]のさらなる充実と活用に努めます。 ● 福祉避難所[※]の新規指定の取組を継続するとともに、一般の避難所においては、空き教室やパーティションルームの利用など、避難場所での環境の配慮に努めます。 ● サービス提供事業者による防犯訓練の実施を支援します。
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内事業所のメーリングリストを整備し、市から迅速に情報を伝える体制を構築しています。 ● 事業所ハンドブックや放課後等デイサービス事業所ガイド等を作成し、情報取得の充実を図ります。 ● 制度改正等に対応した市ホームページのタイムリーな掲載をはじめ、福祉制度がわかりやすい記載内容となるよう充実に努めます。

避難行動要支援者名簿

災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人(避難行動要支援者)を、あらかじめ登録しておく名簿のこと。

福祉避難所

高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、病人など、一般的な避難所では生活に支障をきたす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所のこと。

スポーツ・文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者週間尾道福祉大会で、スポーツ経験者の講演会、スポーツ大会等での市内の成績優秀者のメダルの展示を行い、スポーツの啓発活動を行っています。 ● あいサポートアート展の開催、障害のある人が作成した芸術作品の展示などを開催しています。
社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 会場確保や広報など、障害のある人の活動支援を行っています。 ● ボランティア活動については、ボランティア連絡協議会等との連携強化し、障害のある人を支援する人の育成に努めます。 ● 社会参加しやすい体制整備について、手話通訳、要約筆記をはじめとした支援者の人材育成を進めます。
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度利用支援事業は年々ニーズが高まっており、利用申立てに要する経費や後見人等の報酬の助成など利用を促進していきます。 ● 後見制度の利用にいたらない場合については、社会福祉協議会が実施している「かけはし」と連携し、必要なサービスを提供できるよう努めていきます。
虐待防止に対する取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待防止の体制を整備するとともに、事業所職員を対象にした虐待防止研修を行い、意識の向上を図っています。 ● 今後も虐待防止を通じて広く啓発していきます。
人権の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域自立支援協議会権利擁護部会で、差別事例の共有や検討を行っています。 ● 行政窓口では、ホワイトボード、コミュニケーションボード、耳マークの設置、障害福祉窓口には呼び出しブザーを設置するなどの配慮を行っています。
医療・リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケアが必要な児童のための協議の場を圏域単位で設置します。 ● 市では教育、保育、福祉、保健等による、直接支援に関する協議の場を随時開催してきます。

感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none">● サービス提供事業所等に対して、「感染拡大防止ガイドライン」など各種ガイドラインに沿った感染予防、感染拡大防止の対策を促進します。● 感染症発生時に必要な物資の備蓄など、感染対策物資の確保について検討し、県・市・関係機関が連携し、感染症発生時に備えます。● 地域自立支援協議会防災部会において、サービス提供事業所での感染防止の取組等の情報共有を行い、事業所間での支援体制の構築に努めます。
----------	---



作品名 かくれんぼ
作者 川原 志保、峰松 幸子

資料

1 計画策定組織

(1)尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会

尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者保健福祉計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）を策定するため、尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、必要な調査、研究及び審議を行い、市長に意見を述べるものとする。ただし、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定において、前期の障害福祉計画及び障害児福祉計画から成果目標の確認、サービスの見込量の見直し等、軽易な変更のみを行う場合は、この限りでない。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療機関の代表者
- (3) 民生委員児童委員の代表者
- (4) 障害福祉サービス事業所の代表者
- (5) 障害者関係団体の代表者
- (6) ボランティア団体の代表者
- (7) 市民の代表者
- (8) 関係行政機関の代表者
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員は、計画を策定したときをもって委嘱又は任命を解かれたものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 委員会の任務を補佐するため、幹事会を設置する。

2 幹事会は、福祉保健部長及び庁内の関係する部署の課長をもって構成する。

(会長等)

第8条 幹事会に会長を置き、福祉保健部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、社会福祉課長がその職務を代行する。

(幹事会の会議)

第9条 幹事会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第10条 会長は、幹事会の会議において必要があると認められるときは、第三者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱中第 1 条の規定は、平成 29 年 11 月 1 日から、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



作品名 友だちと共に
作 者 尾道発達相談・療育支援センターあづみ園（にじ・つき組）

(2)尾道市地域自立支援協議会設置要綱

尾道市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾道市相談支援事業実施要綱（平成18年10月1日制定。以下「事業要綱」という。）第6条に規定する地域自立支援協議会に関し事業要綱に定めるほか必要な事項について定めるものである。

(組織)

第2条 尾道市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の委員は、別に定める関係機関の代表者、職員等のうちから、市長が委嘱又は任命する。

2 協議会に会長を置き、社会福祉課長をもってこれに充てる。

3 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代行する。

4 協議会の会議は、次に掲げる会議を必要に応じて開催する。

(1) 全体会議

(2) 地域生活支援定例会議

(3) 専門部会

(4) 障害者地域ケア会議

5 協議会が特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、協議会設置後最初に到来する任期満了日は、平成20年3月31日とする。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

2 専門部会及び障害者地域ケア会議の庶務の全部又は一部は事業要綱第3条第2項に規定する受託者において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が、委員に諮って定める。

2 委員は、協議会において知り得た個人情報等に関することを他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

付 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 尾道市障害者サービス調整会議設置要綱（平成17年2月1日制定）は廃止する。

地域自立支援協議会福祉計画部会員名簿

	法人名	事業所名・団体名	氏名
1	社会福祉法人尾道さつき会	尾道サンホーム	畑橋 亮二
2	〃	むかいしま作業所	岡垣 美佳
3	〃	児童発達支援センターあいあい	小川 恵美
4	社会福祉法人若葉	因島であいの家	宮地 毅
5	〃	にじ	亀田 和久
6	社会福祉法人尾道のぞみ会	瑠璃寮	高垣 吉伸
7	社会福祉法人若菜	潮かぜの里	大西 忍
8	社会福祉法人あづみの森	法人本部	眞鍋 義文
9	〃	障害者生活支援センターあおぎり	東 君枝
10	社会福祉法人萌え木の里	ワークアップ	三宅 篤
11	特定非営利活動法人花と夢	ウェルカム	黒田 享佑
12	社会福祉法人尾道市社会福祉協議会	地域福祉課	松浦 浩子
13	社会福祉法人尾道さつき会	尾道市障害者サポートセンターはな・はな	下垣内 多喜子
14	社会福祉法人尾道のぞみ会	尾道市障害者サポートセンターはな・はな	桃谷 栄二郎
15	社会福祉法人若葉	尾道市障害者サポートセンターはな・はな	催山 裕介
16	身体障害者団体代表者	尾道市身体障害者福祉連合会	森下 美和
17	知的障害者団体代表者	尾道市手をつなぐ連合育成会	丸谷 小百合
18	精神障害者団体代表者	尾道こころネットよつば会	上角 年孝
19	尾道市	社会福祉課長	岡 泰史

(敬称略)

2 計画策定経過

令和2年

7月10日	<p>第1回 地域自立支援協議会福祉計画部会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績数値等の報告について ・アンケート調査の内容について ・計画策定スケジュール
8月	<p>障害福祉に関するアンケート調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、障害児通所支援を利用している児童の保護者を対象
9月	アンケート調査の集計、課題等の検討
10月	<p>事業所アンケート調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の障害福祉サービス等を実施している事業所を対象
10月5日	<p>障害保健福祉圏域連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現計画の進捗状況の評価と課題について ・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る目標値、見込み量の検討 ・圏域内の課題と対応策について
10月27日	<p>第2回 地域自立支援協議会福祉計画部会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの集計結果について ・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る目標値、見込み量の検討
12月14日	<p>第3回 地域自立支援協議会福祉計画部会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の素案について ・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る目標値、見込み量の検討

令和3年

1月12日～ 2月12日	パブリックコメントの実施
3月8日	<p>第4回 地域自立支援協議会福祉計画部会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の素案について

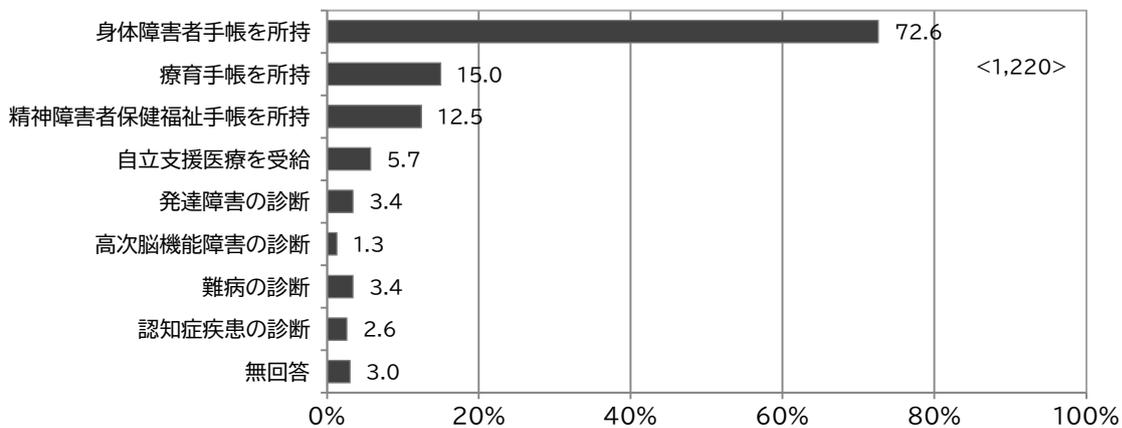
3 障害福祉に関するアンケート調査結果の概要

(1)所持している手帳、受けている診断名など

問5 お持ちの手帳または受けている診断名などについてお答えください。(〇はいくつでも)

「身体障害者手帳を所持」が 72.6%と最も高く、次いで「療育手帳を所持」(15.0%)、「精神障害者保健福祉手帳を所持」(12.5%)、「自立支援医療を受給」(5.7%)、「発達障害の診断」と「難病の診断」が 3.4%と続いています。

年齢別では、65 歳以上の「身体障害者手帳を所持」は 89.2%、29 歳以下の「療育手帳を所持」は 70%前後となっています。



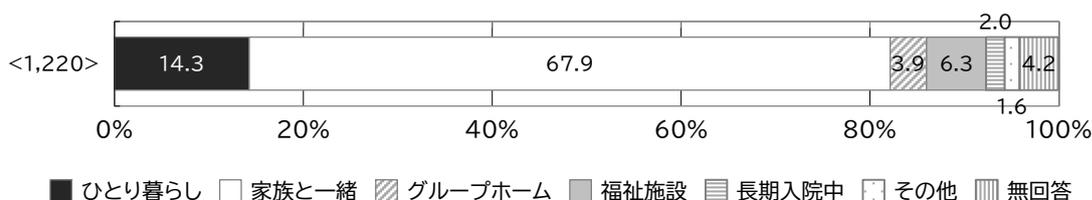
	全体	年齢別					居住地域別				
		0~11歳	12~29歳	30~49歳	50~64歳	65歳以上	尾道地区	御調地区	向島地区	因島地区	生口地区
<回答者数>	1,220	31	74	151	162	767	639	74	139	242	119
身体障害者手帳を所持	72.6	29.0	14.9	39.7	59.9	89.2	71.5	62.2	71.9	81.0	71.4
療育手帳を所持	15.0	74.2	66.2	39.1	17.9	2.3	16.7	12.2	16.5	13.2	9.2
精神障害者保健福祉手帳を所持	12.5	3.2	27.0	33.8	20.4	6.1	12.7	21.6	14.4	7.4	12.6
自立支援医療を受給	5.7	0.0	13.5	16.6	9.9	2.5	5.6	4.1	7.2	5.8	5.9
発達障害の診断	3.4	22.6	28.4	7.9	0.0	0.0	3.8	6.8	2.2	3.3	1.7
高次脳機能障害の診断	1.3	3.2	1.4	2.0	1.9	0.9	1.6	0.0	2.9	0.4	0.8
難病の診断	3.4	3.2	1.4	2.6	7.4	3.0	4.2	0.0	3.6	2.9	2.5
認知症疾患の診断	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	2.5	1.4	0.0	2.9	6.7
無回答	3.0	0.0	2.7	1.3	4.3	3.0	3.1	8.1	1.4	1.7	2.5

	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療を受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症疾患
<回答者数>	886	183	152	70	42	16	42	32
身体障害者手帳を所持	100.0	19.1	6.6	18.6	9.5	62.5	85.7	59.4
療育手帳を所持	4.0	100.0	7.9	5.7	64.3	6.3	9.5	0.0
精神障害者保健福祉手帳を所持	1.1	6.6	100.0	80.0	38.1	25.0	7.1	12.5
自立支援医療を受給	1.5	2.2	36.8	100.0	21.4	12.5	7.1	9.4
発達障害の診断	0.5	14.8	10.5	12.9	100.0	12.5	2.4	0.0
高次脳機能障害の診断	1.1	0.5	2.6	2.9	4.8	100.0	2.4	0.0
難病の診断	4.1	2.2	2.0	4.3	2.4	6.3	100.0	6.3
認知症疾患の診断	2.1	0.0	2.6	4.3	0.0	0.0	4.8	100.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(2)現在の暮らし方

問4 現在どのように暮らしていますか。(○は1つ)

「家族と一緒に」が67.9%と最も高く、次いで「ひとり暮らし」(14.3%)、「福祉施設」(6.3%)、「グループホーム」(3.9%)と続いています。



	全体	年齢別					居住地域別				
		0~11歳	12~29歳	30~49歳	50~64歳	65歳以上	尾道地区	御調地区	向島地区	因島地区	生口地区
<回答者数>	1,220	31	74	151	162	767	639	74	139	242	119
ひとり暮らし	14.3	0.0	2.7	9.3	14.8	16.6	14.9	8.1	10.8	16.9	13.4
家族と一緒に	67.9	93.5	93.2	73.5	64.8	64.7	66.7	56.8	77.0	71.9	63.9
グループホーム	3.9	0.0	2.7	9.3	4.3	3.0	4.2	2.7	2.9	4.1	3.4
福祉施設	6.3	3.2	0.0	2.0	8.0	7.4	5.9	25.7	1.4	2.5	9.2
長期入院中	2.0	0.0	0.0	0.7	3.7	2.2	3.1	0.0	0.0	0.4	2.5
その他	1.6	3.2	1.4	0.7	1.9	1.6	1.3	1.4	3.6	0.8	2.5
無回答	4.2	0.0	0.0	4.6	2.5	4.6	3.9	5.4	4.3	3.3	5.0

	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症疾患
<回答者数>	886	183	152	70	42	16	42	32
ひとり暮らし	16.1	6.6	13.2	11.4	2.4	0.0	14.3	6.3
家族と一緒に	69.2	67.8	63.8	78.6	92.9	87.5	73.8	40.6
グループホーム	1.7	13.7	3.9	1.4	2.4	0.0	2.4	18.8
福祉施設	5.2	6.6	11.2	1.4	0.0	0.0	4.8	15.6
長期入院中	1.9	1.1	3.3	2.9	0.0	0.0	4.8	12.5
その他	1.6	1.1	2.6	2.9	2.4	6.3	0.0	0.0
無回答	4.3	3.3	2.0	1.4	0.0	6.3	0.0	6.3

(3)主に介助してくれる家族の年齢

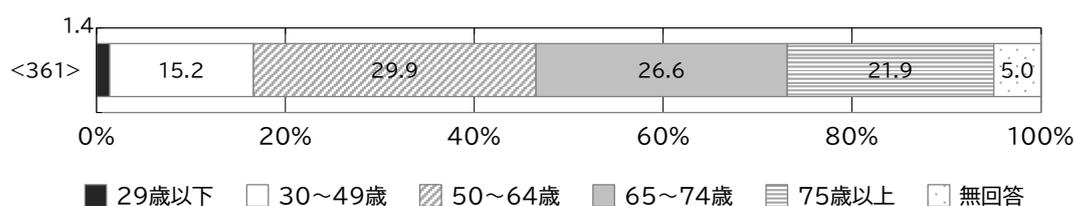
問9(1) あなたを介助してくれる家族の健康状態をお答えください。(○は1つ)

※問8で介助を受けていると答えた方 かつ

※問9で「父母・祖父母・兄弟姉妹」、「配偶者(夫又は妻)」、「子ども」のいずれかに答えた方

「50~64歳」が29.9%と最も高く、次いで「65~74歳」(26.6%)、「75歳以上」(21.9%)、「30~49歳」(15.2%)、「29歳以下」(1.4%)と続いています。

年齢別では、65歳以上(本人)の「65~74歳」、「75歳以上」はそれぞれ30%を超えています。



	全体	年齢別					居住地域別				
		0~11歳	12~29歳	30~49歳	50~64歳	65歳以上	尾道地区	御調地区	向島地区	因島地区	生口地区
<回答者数>	361	23	37	40	39	214	194	13	41	82	29
29歳以下	1.4	4.3	0.0	2.5	2.6	0.9	0.5	0.0	4.9	2.4	0.0
30~49歳	15.2	78.3	37.8	17.5	5.1	6.1	16.5	23.1	9.8	14.6	10.3
50~64歳	29.9	4.3	43.2	25.0	56.4	27.1	30.4	15.4	34.1	26.8	34.5
65~74歳	26.6	0.0	8.1	35.0	15.4	33.2	27.3	15.4	24.4	25.6	34.5
75歳以上	21.9	0.0	0.0	15.0	12.8	30.4	20.6	30.8	22.0	26.8	13.8
無回答	5.0	13.0	10.8	5.0	7.7	2.3	4.6	15.4	4.9	3.7	6.9

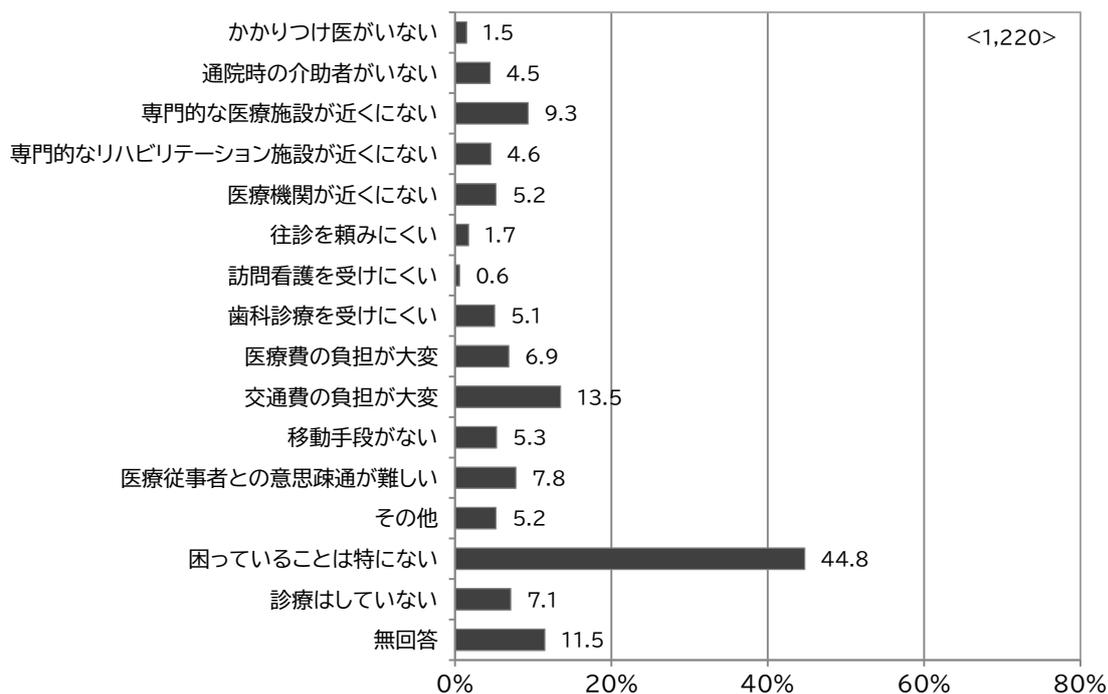
	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症疾患
<回答者数>	250	77	41	27	25	12	24	17
29歳以下	1.6	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0
30~49歳	8.0	35.1	26.8	25.9	56.0	16.7	0.0	5.9
50~64歳	28.4	29.9	29.3	22.2	24.0	33.3	33.3	41.2
65~74歳	30.8	16.9	22.0	29.6	8.0	25.0	45.8	29.4
75歳以上	27.2	6.5	12.2	18.5	0.0	25.0	16.7	23.5
無回答	4.0	10.4	9.8	3.7	12.0	0.0	0.0	0.0

(4) 診療等の際に困っていること

問11 診療などの際にどのようなことで困っていますか。(○は主なもの3つまで)

「困っていることは特にない」が 44.8%と最も高くなっています。それ以外では、「交通費の負担が大変」が 13.5%、「専門的な医療施設が近くにない」が 9.3%、「医療従事者との意思疎通が難しい」が 7.8%と続いています。

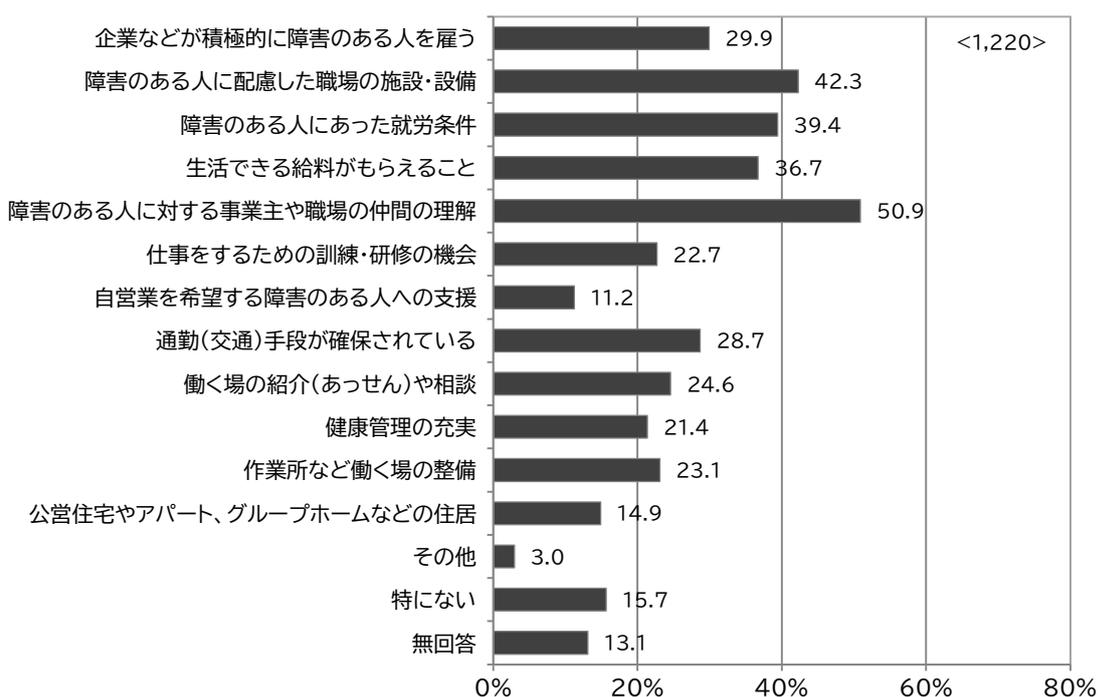
年齢別では、「困っていることは特にない」は年齢が上がるにつれて高くなる傾向にあります。また、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給、発達障害、難病の「専門的な医療施設が近くにない」、「医療費の負担が大変」、「交通費の負担が大変」も高くなっています。



(5) 障害のある人が就労する際に重要と思うこと

問 13 障害のある人が働く際にはどのようなことが重要だと思いますか。(〇はいくつでも)

「障害のある人に対する事業主や職場の仲間の理解」が 50.9%と最も高く、次いで「障害のある人に配慮した職場の施設・設備」(42.3%)、「障害のある人にあった就労条件」(39.4%)、「生活できる給料がもらえること」(36.7%)と続いています。

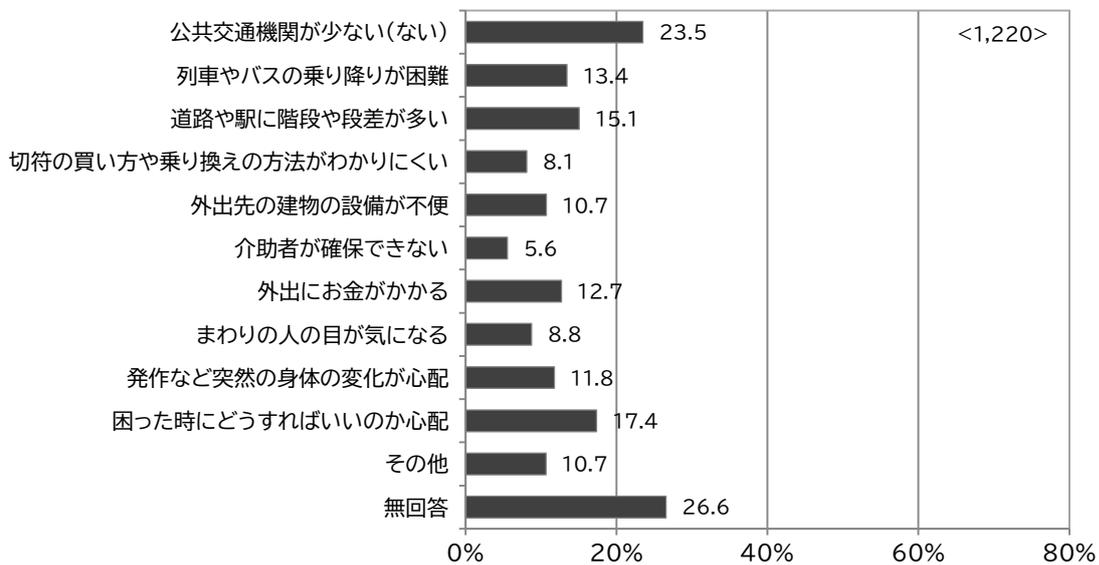


(6)外出する際に困ること

問16 外出の際に困ることは何ですか。(〇はいくつでも)

「無回答」(26.6%)を除くと、「公共交通機関が少ない(ない)」が 23.5%と最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」(17.4%)、「道路や駅に階段や段差が多い」(15.1%)、「列車やバスの乗り降りが困難」(13.4%)、「外出にお金がかかる」(12.7%)と続いています。

手帳別・診断別では、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給、発達障害の「外出にお金がかかる」、「まわりの人の目が気になる」、「困った時にどうすればいいのか心配」などが高い。難病では「道路や駅に階段や段差が多い」が 33.3%と高くなっています。



	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症疾患
<回答者数>	886	183	152	70	42	16	42	32
公共交通機関が少ない(ない)	22.1	27.9	28.9	35.7	26.2	6.3	26.2	18.8
列車やバスの乗り降りが困難	16.1	10.4	4.6	5.7	9.5	6.3	16.7	12.5
道路や駅に階段や段差が多い	18.2	7.7	6.6	8.6	2.4	18.8	33.3	15.6
切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	6.3	18.0	9.2	17.1	31.0	6.3	9.5	9.4
外出先の建物の設備が不便	12.6	10.9	3.3	2.9	9.5	31.3	23.8	9.4
介助者が確保できない	4.7	11.5	2.6	5.7	7.1	6.3	7.1	12.5
外出にお金がかかる	10.8	12.0	28.9	28.6	11.9	18.8	9.5	6.3
まわりの人の目が気になる	5.8	12.6	23.0	25.7	23.8	12.5	14.3	0.0
発作など突然の身体の変化が心配	12.0	7.7	21.7	28.6	11.9	6.3	21.4	3.1
困った時にどうすればいいのか心配	13.0	32.2	30.9	27.1	42.9	18.8	11.9	18.8
その他	11.9	7.1	7.2	7.1	7.1	0.0	0.0	9.4
無回答	27.9	21.9	15.8	14.3	11.9	31.3	19.0	31.3

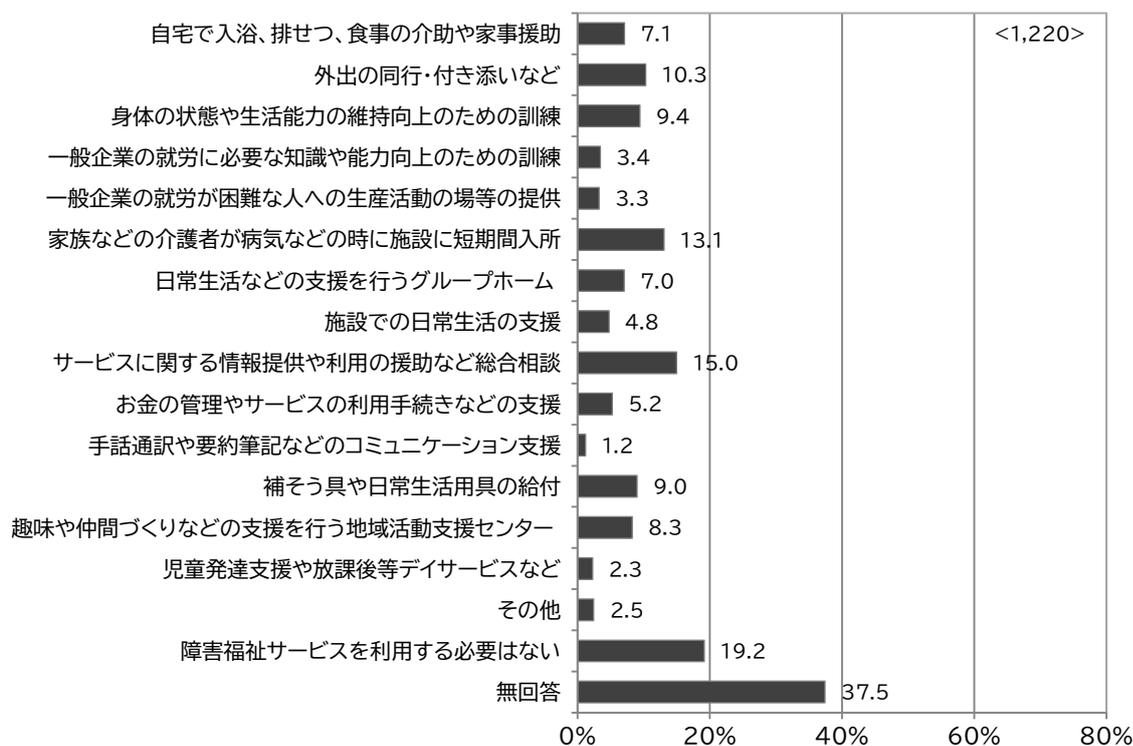
(7)障害福祉サービス等で今後利用したいもの、引き続き利用したいもの

問 17 あなたは今後、3年以内に利用したいと思いますか。(〇はいくつでも)

「無回答」(37.5%)以外では、「障害福祉サービスを利用する必要はない」が 19.2%で最も高く、次いで「サービスに関する情報提供や利用の援助など総合相談」(15.0%)、「家族などの介護者が病気などの時に施設に短期間入所」(13.1%)と続いています。

年齢別では、12～29 歳の「外出の同行・付き添いなど」、「家族などの介護者が病気などの時に施設に短期間入所」、「日常生活などの支援を行うグループホーム」、「サービスに関する情報提供や利用の援助など総合相談」は 20%を超えています。

手帳別・診断別では、発達障害の「趣味や仲間づくりなどの支援を行う地域活動支援センター」、「児童発達支援や放課後等デイサービスなど」も高くなっています。



	全体	年齢別					居住地域別				
		0～11歳	12～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上	尾道地区	御調地区	向島地区	因島地区	生口地区
<回答者数>	1,220	31	74	151	162	767	639	74	139	242	119
自宅で入浴、排せつ、食事の介助や家事援助	7.1	3.2	5.4	4.6	6.2	8.2	6.7	4.1	7.9	7.0	10.1
外出の同行・付き添いなど	10.3	3.2	25.7	9.9	9.9	9.4	12.1	6.8	7.9	9.9	7.6
身体の状態や生活能力の維持向上のための訓練	9.4	6.5	12.2	10.6	8.6	8.9	9.5	8.1	7.9	9.9	10.1
一般企業の就労に必要な知識や能力向上のための訓練	3.4	9.7	13.5	12.6	4.3	0.3	3.6	1.4	7.2	2.5	1.7
一般企業の就労が困難な人への生産活動の場等の提供	3.3	9.7	8.1	7.3	7.4	1.0	3.4	4.1	5.8	2.1	1.7
家族などの介護者が病気などの時に施設に短期間入所	13.1	12.9	24.3	11.3	6.2	14.1	13.0	13.5	12.9	13.2	13.4
日常生活などの支援を行うグループホーム	7.0	0.0	23.0	13.9	5.6	4.8	7.5	8.1	5.0	6.6	7.6
施設での日常生活の支援	4.8	0.0	14.9	4.0	5.6	4.0	5.0	5.4	4.3	4.5	4.2
サービスに関する情報提供や利用の援助など総合相談	15.0	16.1	23.0	16.6	17.9	13.6	17.2	9.5	7.9	16.1	12.6
お金の管理やサービスの利用手続きなどの支援	5.2	3.2	12.2	8.6	9.9	2.9	5.5	8.1	6.5	5.0	1.7
手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援	1.2	3.2	0.0	1.3	1.2	1.3	0.9	0.0	1.4	1.7	2.5
補そう具や日常生活用具の給付	9.0	6.5	5.4	4.0	10.5	10.3	9.9	0.0	5.0	12.4	7.6
趣味や仲間づくりなどの支援を行う地域活動支援センター	8.3	9.7	14.9	11.3	7.4	7.3	9.2	6.8	7.2	5.8	10.1
児童発達支援や放課後等デイサービスなど	2.3	51.6	6.8	0.7	0.0	0.5	2.5	2.7	3.6	2.1	0.0
その他	2.5	0.0	4.1	4.0	0.6	2.5	1.7	0.0	5.0	2.1	5.0
障害福祉サービスを利用していない	19.2	9.7	12.2	23.8	21.6	19.0	17.8	20.3	22.3	19.4	21.8
無回答	37.5	25.8	23.0	28.5	36.4	40.8	36.3	47.3	33.1	40.5	36.1

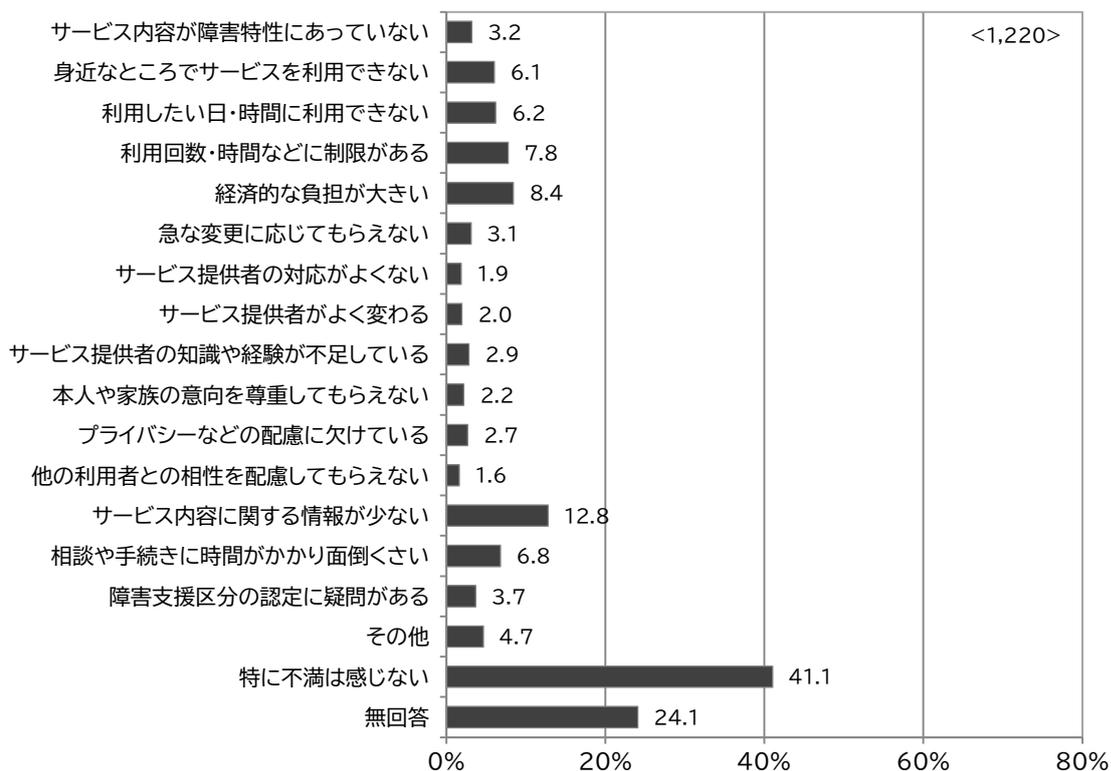
	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症疾患
<回答者数>	886	183	152	70	42	16	42	32
自宅で入浴、排せつ、食事の介助や家事援助	7.9	6.0	5.9	11.4	2.4	0.0	16.7	15.6
外出の同行・付き添いなど	9.9	19.1	6.6	15.7	14.3	0.0	11.9	6.3
身体の状態や生活能力の維持向上のための訓練	10.2	10.4	9.2	14.3	7.1	18.8	19.0	3.1
一般企業の就労に必要な知識や能力向上のための訓練	1.0	7.1	13.2	17.1	11.9	12.5	2.4	0.0
一般企業の就労が困難な人への生産活動の場等の提供	1.1	8.7	9.2	8.6	9.5	12.5	2.4	0.0
家族などの介護者が病気などの時に施設に短期間入所	13.7	18.6	7.9	14.3	21.4	18.8	21.4	21.9
日常生活などの支援を行うグループホーム	4.0	21.9	9.9	11.4	16.7	0.0	2.4	12.5
施設での日常生活の支援	4.5	8.2	3.9	7.1	7.1	0.0	7.1	12.5
サービスに関する情報提供や利用の援助など総合相談	13.2	20.2	22.4	32.9	28.6	18.8	23.8	3.1
お金の管理やサービスの利用手続きなどの支援	3.3	12.6	12.5	18.6	16.7	12.5	9.5	3.1
手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援	1.5	1.1	1.3	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
補そう具や日常生活用具の給付	11.3	4.9	2.6	4.3	2.4	0.0	14.3	3.1
趣味や仲間づくりなどの支援を行う地域活動支援センター	7.2	10.4	17.1	22.9	16.7	6.3	7.1	3.1
児童発達支援や放課後等デイサービスなど	0.8	12.0	0.0	0.0	19.0	6.3	0.0	0.0
その他	1.8	3.8	4.6	2.9	4.8	6.3	0.0	0.0
障害福祉サービスを利用していない	20.3	9.3	20.4	18.6	7.1	12.5	7.1	9.4
無回答	40.0	29.0	28.3	25.7	14.3	25.0	35.7	50.0

(8)障害福祉サービスについて不満に思うこと

問 19 障害福祉サービスについて不満に思うことがありますか。(〇はいくつでも)

「特に不満は感じない」が 41.1%と最も高く、次いで「無回答」(24.1%)、「サービス内容に関する情報が少ない」(12.8%)、「経済的な負担が大きい」(8.4%)と続いています。

年齢別では、12～29歳の「利用したい日・時間に利用できない」、「利用回数・時間などに制限がある」は 20%を超えている。また、「サービス内容に関する情報が少ない」は 25.7%となっています。



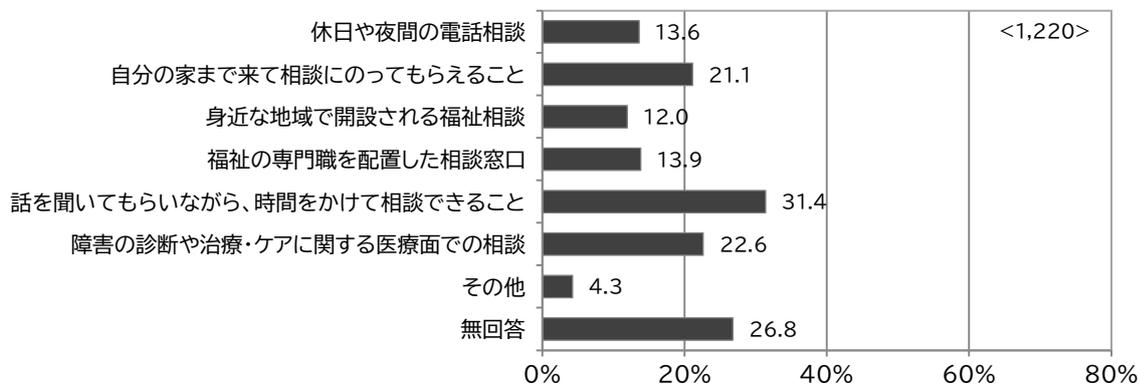
	全体	年齢別					居住地域別				
		0～11歳	12～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上	尾道地区	御調地区	向島地区	因島地区	生口地区
<回答者数>	1,220	31	74	151	162	767	639	74	139	242	119
サービス内容が障害特性にあっていない	3.2	0.0	6.8	6.6	5.6	1.8	3.8	2.7	2.2	2.5	3.4
身近なところでサービスを利用できない	6.1	16.1	14.9	7.9	7.4	4.4	6.7	5.4	2.9	7.4	4.2
利用したい日・時間に利用できない	6.2	16.1	24.3	10.6	6.8	3.1	7.7	5.4	5.0	5.4	2.5
利用回数・時間などに制限がある	7.8	19.4	20.3	10.6	8.6	5.5	8.6	9.5	6.5	6.2	7.6
経済的な負担が大きい	8.4	22.6	6.8	7.9	11.7	7.7	8.8	6.8	7.9	8.3	9.2
急な変更に応じてもらえない	3.1	0.0	12.2	4.6	2.5	2.1	3.6	2.7	4.3	2.5	0.8
サービス提供者の対応がよくない	1.9	3.2	4.1	5.3	3.1	0.7	2.0	1.4	2.9	1.7	0.8
サービス提供者がよく変わる	2.0	0.0	5.4	2.6	4.9	1.0	2.3	0.0	2.2	1.7	1.7
サービス提供者の知識や経験が不足している	2.9	9.7	4.1	6.0	4.9	1.4	3.8	2.7	1.4	2.9	0.0
本人や家族の意向を尊重してもらえない	2.2	6.5	6.8	2.6	3.1	1.3	2.7	2.7	1.4	1.7	1.7
プライバシーなどの配慮に欠けている	2.7	0.0	0.0	4.0	5.6	2.1	2.5	2.7	2.9	3.7	1.7
他の利用者との相性を配慮してもらえない	1.6	3.2	0.0	4.0	4.3	0.8	1.6	1.4	1.4	1.7	2.5
サービス内容に関する情報が少ない	12.8	16.1	25.7	16.6	14.2	10.8	13.1	10.8	17.3	9.9	12.6
相談や手続きに時間がかかり面倒くさい	6.8	6.5	12.2	10.6	8.6	5.5	7.4	4.1	5.0	6.2	9.2
障害支援区分の認定に疑問がある	3.7	3.2	5.4	2.0	8.0	3.0	4.4	5.4	2.2	3.3	1.7
その他	4.7	3.2	4.1	7.3	2.5	4.7	4.7	5.4	7.9	2.9	3.4
特に不満は感じない	41.1	45.2	31.1	36.4	40.1	43.5	43.2	32.4	38.8	41.7	35.3
無回答	24.1	0.0	8.1	17.2	17.9	28.2	20.0	32.4	25.9	27.7	31.9

(9)今後の相談支援体制に望むこと

問 22 今後の相談支援体制について、どのようなことを希望しますか。(〇はいくつでも)

無回答(26.8%)以外では、「話を聞いてもらいながら、時間をかけて相談できること」が31.4%と最も高く、次いで「障害の診断や治療・ケアに関する医療面での相談」(22.6%)、「自分の家まで来て相談にのってもらえること」(21.1%)と続いています。

手帳別・診断別では、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給、発達障害、高次脳機能障害の「話を聞いてもらいながら、時間をかけて相談できること」は50%前後となっています。



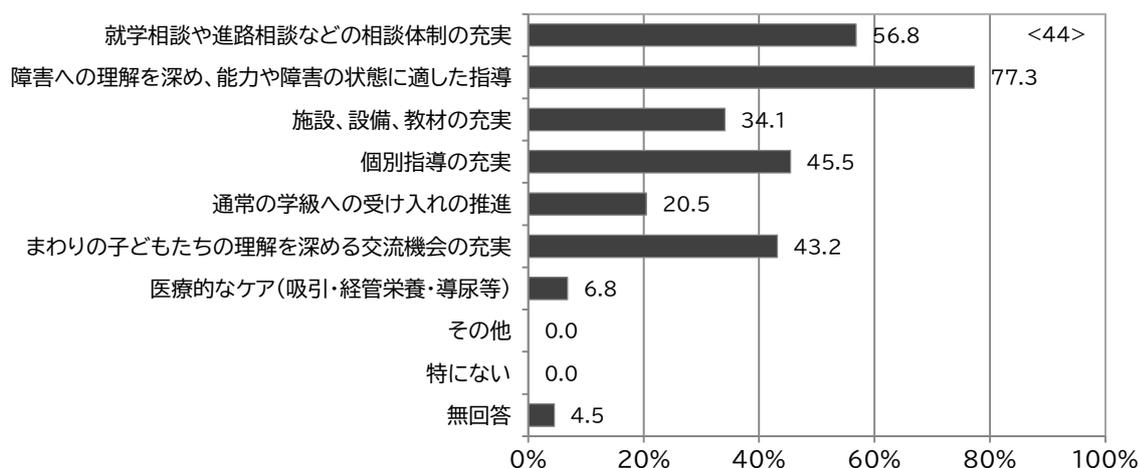
	全体	年齢別					居住地域別				
		0~11歳	12~29歳	30~49歳	50~64歳	65歳以上	尾道地区	御調地区	向島地区	因島地区	生口地区
<回答者数>	1,220	31	74	151	162	767	639	74	139	242	119
休日や夜間の電話相談	13.6	9.7	21.6	20.5	14.8	11.2	15.6	10.8	10.8	11.2	13.4
自分の家まで来て相談にのってもらえること	21.1	9.7	9.5	20.5	19.8	23.9	19.2	18.9	23.7	24.8	22.7
身近な地域で開設される福祉相談	12.0	16.1	20.3	16.6	14.2	9.8	12.5	10.8	14.4	12.0	6.7
福祉の専門職を配置した相談窓口	13.9	16.1	33.8	17.2	14.8	11.2	14.1	12.2	12.9	14.9	13.4
話を聞いてもらいながら、時間をかけて相談できること	31.4	32.3	48.6	43.0	33.3	27.2	32.7	33.8	33.8	26.9	31.1
障害の診断や治療・ケアに関する医療面での相談	22.6	41.9	25.7	23.8	28.4	20.9	20.7	24.3	25.9	27.7	17.6
その他	4.3	3.2	4.1	4.6	5.6	3.8	5.5	2.7	1.4	2.9	4.2
無回答	26.8	22.6	6.8	17.2	21.6	31.4	23.9	32.4	27.3	28.5	33.6

	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症疾患
<回答者数>	886	183	152	70	42	16	42	32
休日や夜間の電話相談	12.4	19.1	15.1	18.6	23.8	12.5	21.4	18.8
自分の家まで来て相談にのってもらえること	22.0	16.9	23.7	22.9	7.1	18.8	38.1	28.1
身近な地域で開設される福祉相談	11.3	15.8	11.2	11.4	21.4	25.0	16.7	9.4
福祉の専門職を配置した相談窓口	13.1	20.2	14.5	20.0	31.0	12.5	19.0	15.6
話を聞いてもらいながら、時間をかけて相談できること	25.7	47.5	53.3	47.1	54.8	50.0	26.2	34.4
障害の診断や治療・ケアに関する医療面での相談	23.0	21.3	28.9	34.3	23.8	25.0	33.3	15.6
その他	4.4	3.3	4.6	4.3	4.8	0.0	2.4	0.0
無回答	29.3	16.9	13.2	15.7	9.5	25.0	19.0	31.3

(10) 保育や教育について望むこと

問 27 保育や教育について望むことはどんなことですか。(〇はいくつでも)
 ※現在、幼稚園や保育所、障害児通所施設、学校などに通っている方

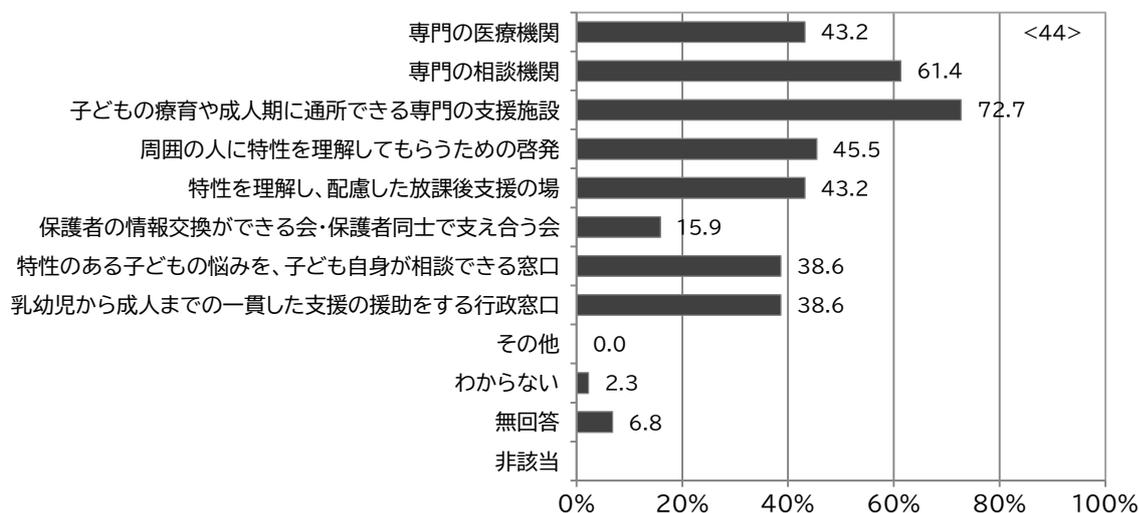
「障害への理解を深め、能力や障害の状態に適した指導」が 77.3%と最も高く、次いで「就学相談や進路相談などの相談体制の充実」(56.8%)、「個別指導の充実」(45.5%)、「まわりの子どもたちの理解を深める交流機会の充実」(43.2%)と続いています。



(11) 発達障害の特性がある児童に必要と思う支援について

問 30 発達障害の特性がある子どもさんが増えてきていますが、どのような支援があればよいと思いますか。(〇はいくつでも)
 ※現在、幼稚園や保育所、障害児通所施設、学校などに通っている方

「子どもの療育や成人期に通所できる専門の支援施設」が 72.7%と最も高く、次いで「専門の相談機関」(61.4%)と続いています。

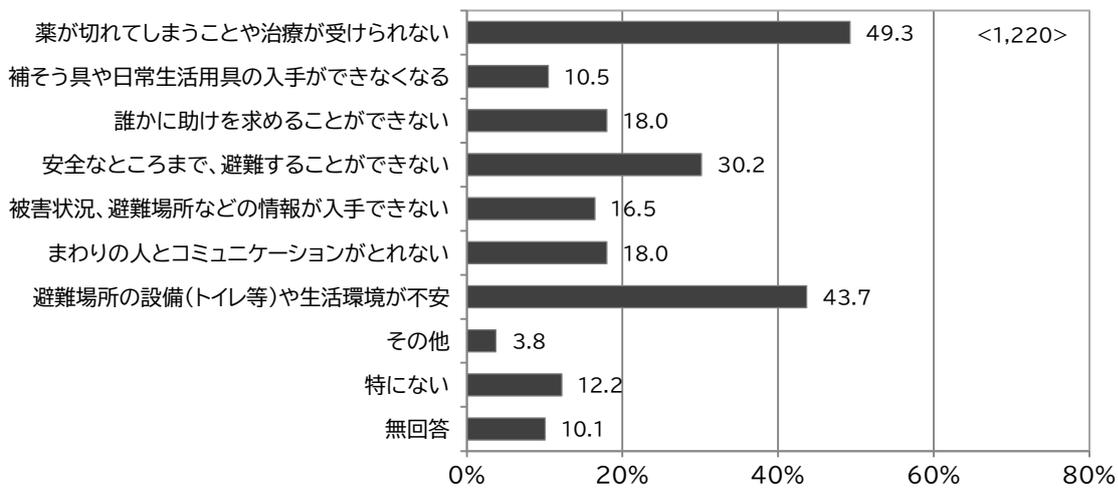


(12)災害が起きた時に困ること

問 35 地震などの災害が起きた時、困ることは何ですか。(〇はいくつでも)

「薬が切れてしまうことや治療が受けられない」が49.3%と最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」(43.7%)、「安全なところまで、避難することができない」(30.2%)と続いています。

手帳別・診断別では、発達障害の「まわりの人とコミュニケーションがとれない」は50.0%となっている。難病では「薬が切れてしまうことや治療が受けられない」、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が高くなっています。



	全体	年齢別					居住地域別				
		0~11歳	12~29歳	30~49歳	50~64歳	65歳以上	尾道地区	御調地区	向島地区	因島地区	生口地区
<回答者数>	1,220	31	74	151	162	767	639	74	139	242	119
薬が切れてしまうことや治療が受けられない	49.3	22.6	32.4	53.0	66.7	48.6	48.4	31.1	57.6	48.3	58.0
補そう具や日常生活用具の入手ができなくなる	10.5	9.7	6.8	11.3	9.3	11.2	11.4	2.7	6.5	11.6	10.9
誰かに助けを求めることができない	18.0	61.3	45.9	28.5	17.9	11.7	21.1	12.2	14.4	14.9	14.3
安全なところまで、避難することができない	30.2	64.5	40.5	24.5	25.9	29.9	33.3	13.5	27.3	32.2	23.5
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	16.5	38.7	36.5	21.2	17.9	12.8	18.0	12.2	15.1	15.7	14.3
まわりの人とコミュニケーションがとれない	18.0	58.1	51.4	28.5	21.6	10.3	19.7	18.9	14.4	14.9	18.5
避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	43.7	51.6	47.3	45.7	45.7	43.2	46.0	35.1	41.0	45.0	36.1
その他	3.8	6.5	14.9	4.6	1.2	2.9	4.4	5.4	2.2	2.9	3.4
特にない	12.2	9.7	13.5	11.9	8.6	12.9	13.1	14.9	12.2	9.9	9.2
無回答	10.1	3.2	2.7	4.0	7.4	12.3	7.7	20.3	8.6	14.0	10.1

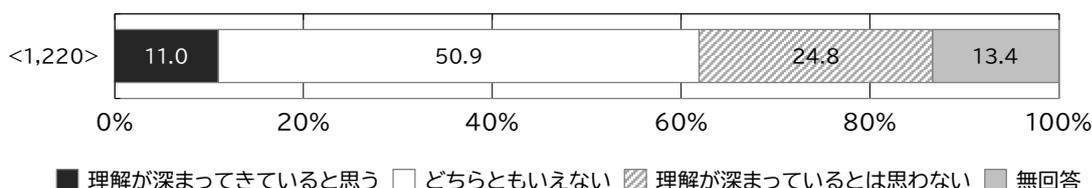
	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症疾患
<回答者数>	886	183	152	70	42	16	42	32
薬が切れてしまうことや治療が受けられない	49.3	41.0	65.8	82.9	40.5	68.8	66.7	40.6
補そう具や日常生活用具の入手ができなくなる	11.9	8.7	5.9	5.7	0.0	12.5	21.4	12.5
誰かに助けを求めることができない	12.8	46.4	23.7	14.3	50.0	37.5	26.2	9.4
安全なところまで、避難することができない	30.1	47.5	16.4	21.4	50.0	56.3	45.2	21.9
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	12.9	38.8	15.8	11.4	42.9	25.0	23.8	12.5
まわりの人とコミュニケーションがとれない	10.7	46.4	34.9	31.4	50.0	31.3	23.8	18.8
避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	43.2	46.4	42.1	54.3	54.8	43.8	73.8	53.1
その他	2.7	7.7	6.6	12.9	21.4	6.3	0.0	9.4
特にない	13.8	10.4	5.9	1.4	2.4	6.3	0.0	6.3
無回答	10.9	4.9	6.6	5.7	0.0	0.0	9.5	18.8

(13)地域で暮らしたり、就労等の社会参加における地域の理解

問 36 あなたは、障害のある人が地域で暮らしたり、就職などの社会参加について、一般の理解が深まってきていると思いますか。(○は1つ)

「どちらともいえない」が 50.9%、「理解が深まっているとは思わない」は 24.8%、「理解が深まってきていると思う」が 11.0%となっています。

手帳別・診断別では、発達障害の「理解が深まっているとは思わない」は 45.2%となっています。



	全体	年齢別					居住地域別				
		0~11歳	12~29歳	30~49歳	50~64歳	65歳以上	尾道地区	御調地区	向島地区	因島地区	生口地区
<回答者数>	1,220	31	74	151	162	767	639	74	139	242	119
理解が深まってきていると思う	11.0	9.7	6.8	11.3	9.9	11.6	10.6	16.2	8.6	10.3	10.9
どちらともいえない	50.9	54.8	48.6	46.4	52.5	52.4	50.5	33.8	54.7	53.7	54.6
理解が深まっているとは思わない	24.8	32.3	39.2	37.1	29.6	19.6	27.9	24.3	24.5	20.2	19.3
無回答	13.4	3.2	5.4	5.3	8.0	16.4	11.0	25.7	12.2	15.7	15.1

	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症疾患
<回答者数>	886	183	152	70	42	16	42	32
理解が深まってきていると思う	11.2	10.9	10.5	10.0	4.8	6.3	4.8	12.5
どちらともいえない	52.7	48.1	44.7	42.9	47.6	50.0	47.6	53.1
理解が深まっているとは思わない	21.2	35.0	37.5	37.1	45.2	43.8	33.3	15.6
無回答	14.9	6.0	7.2	10.0	2.4	0.0	14.3	18.8

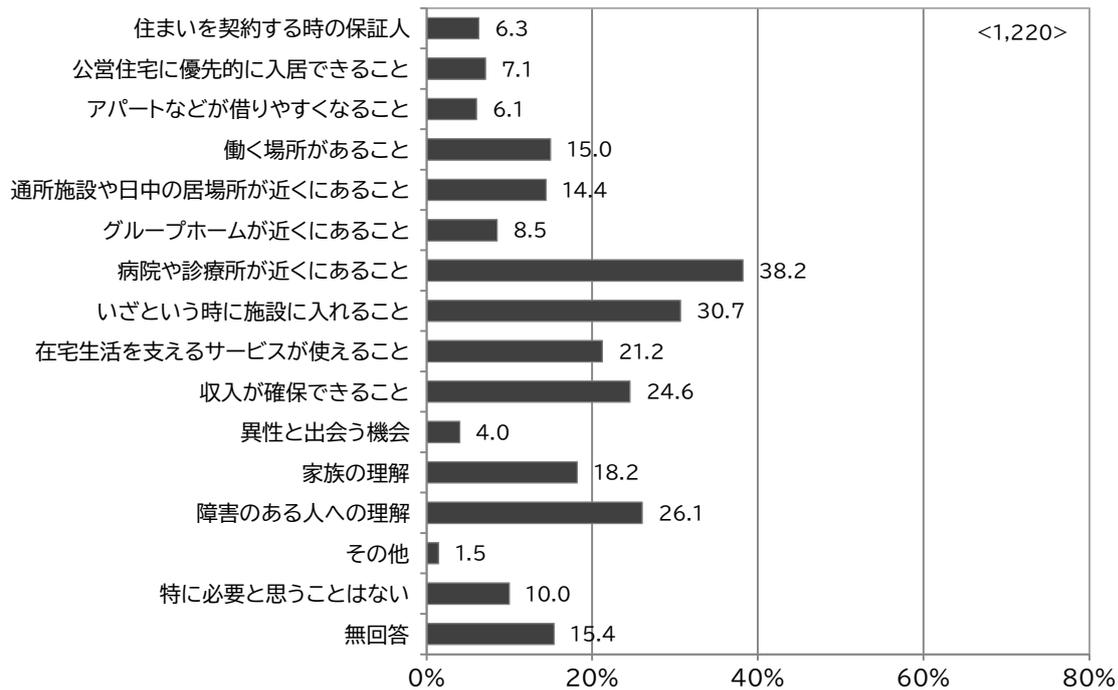
(14)望む暮らしを実現するために必要と思うこと

問 41 あなたが望む暮らしを実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

「病院や診療所が近くにあること」が 38.2%と最も高く、次いで「いざという時に施設に入れること」(30.7%)、「障害のある人への理解」(26.1%)、「収入が確保できること」(24.6%)、「在宅生活を支えるサービスが使えること」(21.2%)と続いています。

年齢別では、年齢が低いほど「障害のある人への理解」は高くなっています。

手帳別・診断別では、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給、発達障害、高次脳機能障害の「収入が確保できること」は 40%を超えています。



	全体	年齢別					居住地域別				
		0～11歳	12～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上	尾道地区	御調地区	向島地区	因島地区	生口地区
<回答者数>	1,220	31	74	151	162	767	639	74	139	242	119
住まいを契約する時の保証人	6.3	9.7	13.5	12.6	10.5	3.5	8.0	12.2	2.9	5.0	0.0
公営住宅に優先的に入居できること	7.1	12.9	8.1	11.3	8.6	5.6	8.6	12.2	4.3	4.1	5.9
アパートなどが借りやすくなること	6.1	9.7	14.9	14.6	8.6	2.6	7.0	5.4	5.8	5.0	3.4
働く場所があること	15.0	61.3	44.6	45.0	21.0	3.0	16.4	14.9	21.6	11.2	6.7
通所施設や日中の居場所が近くにあること	14.4	45.2	31.1	19.2	11.7	11.3	15.2	14.9	11.5	14.0	15.1
グループホームが近くにあること	8.5	16.1	23.0	9.9	9.3	6.5	8.8	10.8	7.9	8.3	7.6
病院や診療所が近くにあること	38.2	29.0	25.7	37.1	47.5	38.3	38.2	28.4	37.4	38.8	45.4
いざという時に施設に入れること	30.7	35.5	35.1	33.1	27.8	30.5	31.0	27.0	33.1	28.9	31.1
在宅生活を支えるサービスが使えること	21.2	12.9	23.0	16.6	19.8	22.9	22.8	16.2	23.0	19.8	16.0
収入が確保できること	24.6	58.1	60.8	49.7	37.7	12.3	25.7	17.6	35.3	24.0	12.6
異性と出会う機会	4.0	3.2	17.6	11.9	3.7	1.3	5.0	5.4	5.0	2.5	0.0
家族の理解	18.2	12.9	21.6	16.6	16.0	18.9	16.3	13.5	23.0	18.6	24.4
障害のある人への理解	26.1	67.7	48.6	47.0	33.3	16.4	28.3	21.6	33.1	23.1	15.1
その他	1.5	3.2	1.4	2.6	0.6	1.3	1.7	1.4	0.7	1.7	0.8
特に必要と思うことはない	10.0	3.2	5.4	6.0	10.5	11.3	10.0	8.1	7.9	12.0	8.4
無回答	15.4	3.2	5.4	9.3	9.9	18.9	13.6	23.0	13.7	18.2	16.8

	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症疾患
<回答者数>	886	183	152	70	42	16	42	32
住まいを契約する時の保証人	3.4	10.4	18.4	15.7	16.7	0.0	7.1	0.0
公営住宅に優先的に入居できること	6.4	7.7	10.5	10.0	11.9	12.5	9.5	0.0
アパートなどが借りやすくなること	3.6	10.4	15.8	15.7	19.0	6.3	7.1	0.0
働く場所があること	8.0	37.7	34.9	35.7	42.9	31.3	9.5	0.0
通所施設や日中の居場所が近くにあること	11.9	32.8	15.1	15.7	28.6	12.5	11.9	12.5
グループホームが近くにあること	7.1	22.4	4.6	4.3	21.4	0.0	2.4	12.5
病院や診療所が近くにあること	38.0	36.6	44.7	51.4	23.8	37.5	33.3	34.4
いざという時に施設に入れること	31.6	37.2	24.3	31.4	38.1	43.8	42.9	21.9
在宅生活を支えるサービスが使えること	22.5	20.2	17.1	20.0	23.8	25.0	33.3	18.8
収入が確保できること	16.9	44.3	51.3	50.0	54.8	43.8	26.2	9.4
異性と出会う機会	2.5	5.5	10.5	12.9	7.1	0.0	0.0	0.0
家族の理解	18.1	14.8	24.3	30.0	16.7	25.0	26.2	15.6
障害のある人への理解	20.7	49.2	44.1	45.7	52.4	31.3	23.8	9.4
その他	1.2	1.6	2.0	4.3	4.8	0.0	0.0	0.0
特に必要と思うことはない	11.3	6.6	4.6	7.1	2.4	6.3	2.4	3.1
無回答	17.0	7.7	11.2	11.4	4.8	6.3	11.9	37.5

4 サービス提供事業所アンケート調査結果の概要

事業運営について	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援専門員が不足しており、就労継続支援 B 型や放課後等デイサービスが開設されても、相談支援が調整できない。 ● 介護人材の不足が常に続いている。報酬の改善や人材確保に向けた具体的な検討が必要と思う。
本市に不足している障害福祉サービス等について	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援、短期入所、行動援護、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、医療的ケアが必要な児童ができる放課後等デイサービスが特に不足している。 ● 移動支援については、車両が利用できる事業所が不足している。 ● 短期入所については、医療的ケアが必要な児童、成人が利用できる事業所がない。 ● グループホームの体験利用がほとんどなく、新たな生活の場の体験、検討ができていない。 ● 身体障害のある人が利用できる機能訓練施設がない。
地域自立支援協議会、各専門部会について	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的なサービスに頼らない支援、地域づくりが大切。 ● 発達障害のある児童への一貫した支援体制の構築が必要。 ● 地域生活支援拠点の充実・強化に向けて PDCA サイクルによる評価・見直しが重要。 ● 地域課題の解決に向けた会議体のあり方の改善が必要ではないか。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 人材不足は深刻な問題であり、若い人たちに就労の場の選択肢の1つとして考えてもらえるよう、魅力を発信する場をつくっていくことが重要。 ● 新型コロナウイルス感染症の影響により、就労支援の実績が厳しくなっている事業所があり、支援が必要でないか。 ● 親が高齢化しており、早い段階からの基幹相談支援センター等の支援が実施できるよう、周知やアウトリーチの実施方法を検討していくべき。



作品名 おのみち小町
作者 平山 友香梨



作品名 おひさま さんさん よつば ばたけ
作者 尾道発達相談・療育支援センターあづみ園（おひさま・よつば組）

尾道市第6期障害福祉計画
尾道市第2期障害児福祉計画

発行日 : 令和3年3月

発行 : 広島県 尾道市

編集 : 広島県 尾道市 福祉保健部 社会福祉課

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15-1

TEL 0848-38-9124 FAX 0848-38-9206

ホームページ <https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>
